



長岡京市 男女共同参画計画

第8次計画

令和8(2026)年度



令和12(2030)年度

令和8(2026)年3月

長岡京市

はじめに

男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会基本法の施行から 25 年以上が経過しましたが、男女共同参画社会の現状をみると、あらゆる分野における女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの実現、各種ハラスメント対策等、なお一層の努力が必要とされています。こうした現状を鑑み、男女共同参画社会の実現に向けた様々な法整備が進んでいます。



長岡京市でも、平成 22（2010）年 10 月に「長岡京市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に進めてまいりました。

その結果、固定的な性別役割分担意識は徐々に変化しつつありますが、依然として社会習慣などにおいては不平等感が根強く残り、実際の生活の中で男女平等につながる社会の変化が実感されていない状況です。さらに、性犯罪やドメスティック・バイオレンス（DV）など男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

こうした課題に取り組むべく、このたび令和 6（2024）年度に実施しました市民・事業所意識調査の調査結果を踏まえ、「長岡京市男女共同参画計画（第 8 次計画）」を策定しました。この計画では、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合いながら、誰にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の実現を目指しています。

また、困難な問題を抱える女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難女性支援基本計画」としても位置づけています。

男女共同参画社会の実現には、市民、事業所及び各種団体の皆様との連携、協働が不可欠です。本計画の策定にあたり、幅広い観点から計画策定にご尽力いただきました長岡京市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民・事業所意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。また、今後とも市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8（2026）年 3 月

長岡京市長

中 小 路 健 吾

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 男女共同参画社会とは.....	4
3. 世界・国・京都府の動向.....	5
4. 長岡京市の状況.....	8
5. 第7次計画のまとめ.....	10
第2章 計画の概要.....	17
1. 計画策定の目的.....	18
2. 計画の位置づけ.....	18
3. 計画の期間.....	18
4. 基本理念.....	19
5. 計画の体系.....	20
第3章 計画の内容.....	23
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 ...	24
重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍.....	31
重点目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援.....	43
重点目標Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現.....	51
計画目標の指標.....	55
第4章 計画の推進に向けて.....	59
1. 計画の推進体制.....	60
2. 計画の進行管理.....	61
資料編.....	63
1. 用語解説索引.....	64
2. 計画策定の経過.....	66
3. 長岡京市男女共同参画審議会委員名簿.....	67
4. 長岡京市男女共同参画推進条例.....	68
5. 長岡京市男女共同参画推進条例施行規則.....	72
6. 男女共同参画の推進に関する年表.....	73
7. 男女共同参画社会基本法.....	79
8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	83
9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	93
10. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	102



第 1 章

計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

本市では、昭和 60（1985）年に女性の地位向上と健康と福祉の増進を図るため府内でいち早く「婦人行動計画」を策定以降、平成 22（2010）年には「長岡京市男女共同参画推進条例」を制定し、各種施策を通じて男女共同参画社会の実現を目指してきました。

令和 2（2020）年度には、令和 7（2025）年度を目標年度とする「長岡京市男女共同参画計画（第 7 次計画）」（以下「第 7 次計画」という。）を策定し、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもと、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けジェンダー平等・ジェンダー主流化の視点を反映する取組を計画的に進めてきました。

この間、国では「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）をはじめとした法律の制定・改正により、男性の育児休業取得促進や女性活躍に関する事業所の取組の義務化などが進み、女性が社会で活躍できる環境の整備が進んでいます。また、困難な問題を抱える女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）も制定されました。

一方で、根深く残る固定的な性別役割分担意識や男女間の賃金格差、配偶者等からの暴力など、依然として多くの課題が残されており、様々な場面で男女共同参画が進んでいない現状があります。本市が令和 6（2024）年に実施した「長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」（以下「市民・事業所意識調査」という。）では、この 5 年間で「男女平等の考え方」が「前進した」と回答した割合は男女ともに 6 割を超えているものの、「社会全般として」の平等感は低い結果となり、実際の生活の中で男女平等につながる社会の変化が実感されていない状況にあります。（図表 P 3）

このような状況を踏まえ、「長岡京市男女共同参画推進条例」を基に、社会経済情勢の変化や、国及び京都府の方向性、第 7 次計画における進捗状況及び市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、本市における男女共同参画に関連する様々な分野の取組を計画的に推進するため「長岡京市男女共同参画計画（第 8 次計画）」を策定するものです。

◆ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。生物学的性別（セックス/sex）とは別に、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ジェンダー主流化

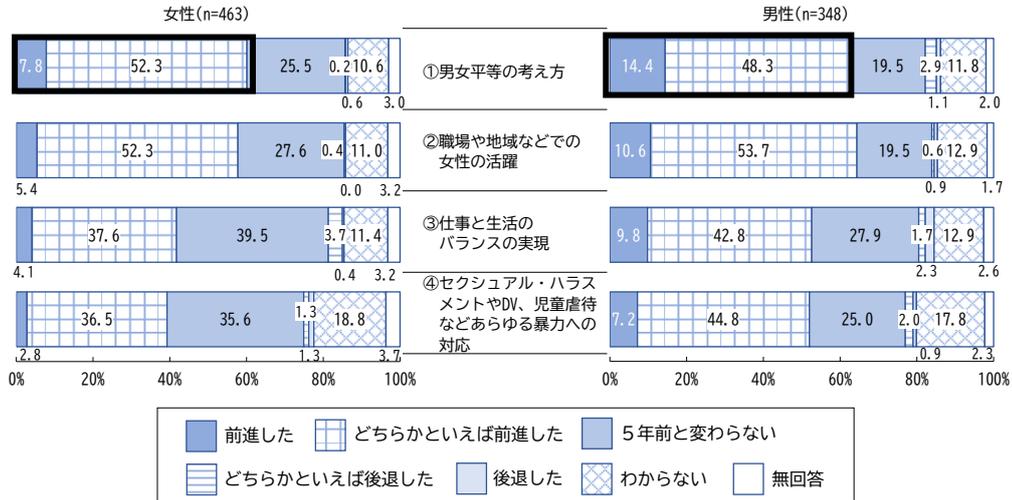
あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいう。

◆市民・事業所意識調査

男女共同参画社会に関する意識と実態を把握するため、市内在住の 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出し実施した市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）と、市内の 200 事業所（令和 3 年経済センサス活動調査から無作為抽出）を対象とした事業所意識調査（以下「事業所意識調査」という。）を令和 6 年度に実施。

【男女共同参画の5年間の変化（市民意識調査）】

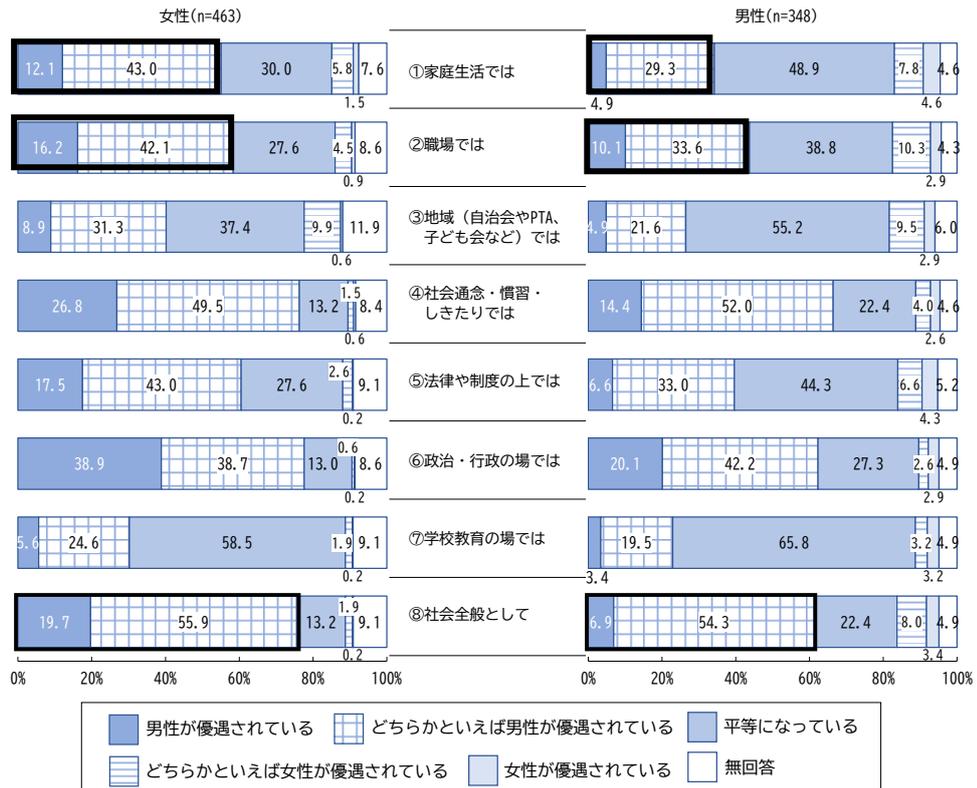
「①男女平等の考え方」について男女とも『前進』（「前進した」「どちらかといえば前進した」の合計）と回答した人は6割を超えています。また、男性は、いずれの項目も『前進』が過半数を占めています。一方、女性は「③仕事と生活のバランスの実現」「④セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待などあらゆる暴力への対応」において『前進』が過半数を下回り、かつ男性より10ポイント以上低くなっています。



【社会における男女の平等感（市民意識調査）】

⑧社会全般として、女性では75.6%、男性では61.2%が『男性優遇』（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と感じており、その他の項目においても、女性の方が『男性優遇』と感じています。

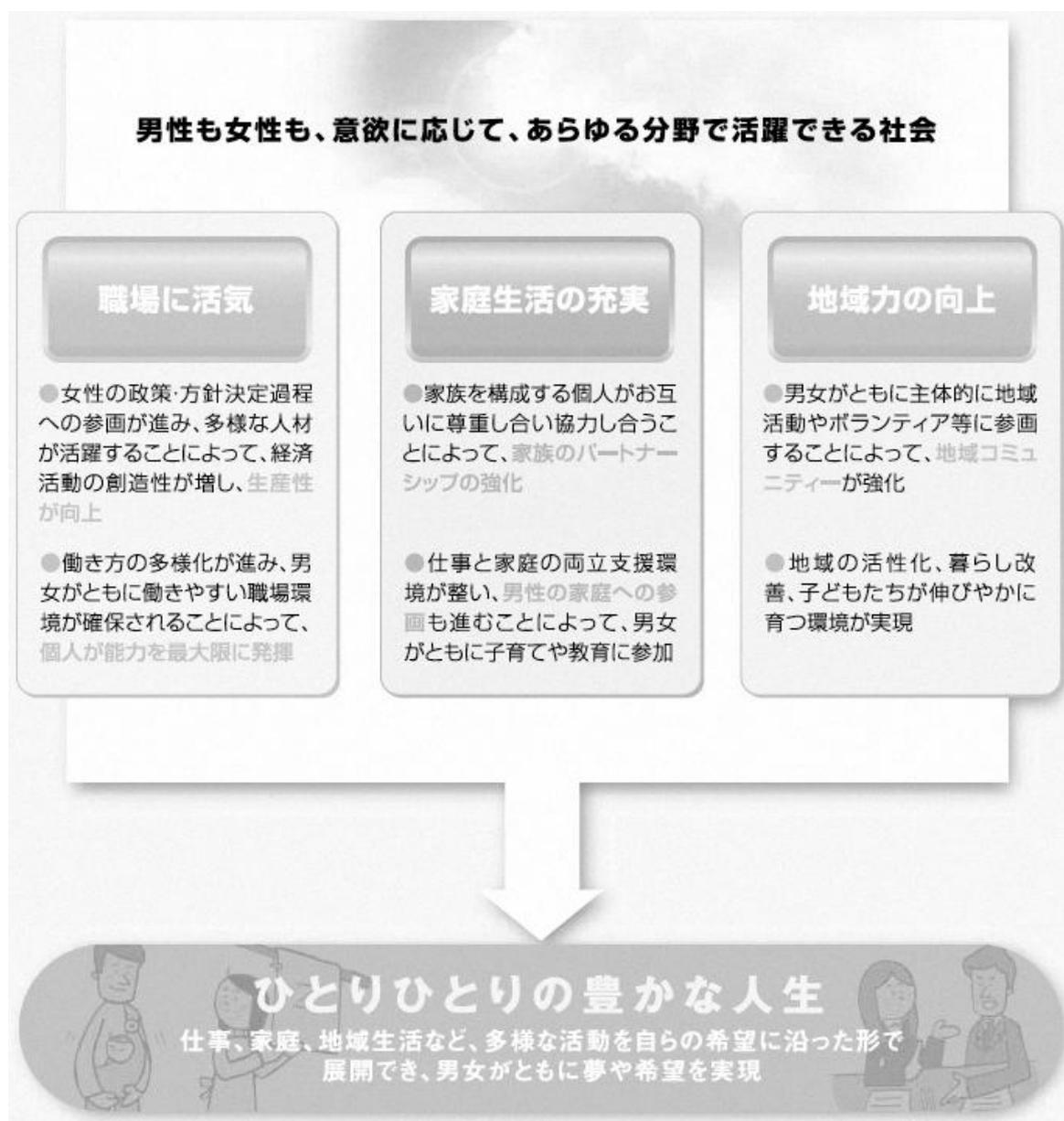
特に、①家庭生活では、男性の34.2%が『男性優遇』と感じていることに対し、女性では55.1%と20ポイントも高い結果となっています。②職場においても、男性の43.7%が『男性優遇』と感じていることに対し、女性では58.3%と15ポイント近く高い結果となっています。



2. 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望み形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。



出典：男女共同参画局ホームページ

◆男女平等と男女共同参画

男女共同参画とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することをいい、それによって男女平等が達成できるものである。

3. 世界・国・京都府の動向

(1) 世界の動き

世界における男女平等・男女共同参画の取組は、国連を中心に進められてきました。昭和 50 (1975) 年を国際婦人年と定め、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。その後、女性への差別撤廃と社会的地位の向上を実現させるための行動を続けられてきました。

平成 7 (1995) 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」と謳われ、その後の女性政策の国際的な指針となっている「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成 23 (2011) 年には、UN Women が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関として活動を始めました。平成 27 (2015) 年に決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標 (SDGs)」において、ジェンダー平等、女性リーダーシップ増進や能力強化、活躍の場の拡大 (エンパワーメント)、暴力の撤廃などが掲げられており、各国で取組が進められています。

令和 5 (2023) 年にジェンダー主流化の流れをより強固なものとするとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に関する取組の国際社会への発信及び一層の進展の契機とするため日本で G7 サミットが開催され、共同声明「日光声明」が採択されました。この声明では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性・女児に与えた不均衡な影響について、その背景にある構造的な課題に立ち返りつつ、包括的に分析・検討され、特に女性の経済的自立やジェンダーに基づく暴力などの課題などに関し、今後の取組方針を分野横断的かつ体系的に整理されました。

また、令和 7 (2025) 年は、平成 7 (1995) 年の第 4 回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから 30 周年 (「北京+30」) となり、3 月の第 69 回国連女性の地位委員会 (CSW) や 8 月には APEC 「女性と経済フォーラム」など国際会議が開催されています。

世界経済フォーラムが令和 7 (2025) 年 6 月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 148 か国中 118 位と低く、前年 (146 か国中 118 位) と同順位となっています。特に政治・経済分野が低い結果となっており、ジェンダー平等や女性活躍の取組において国際的に後れを取っている状況です。(図表 P33)

◆エンパワーメント

人は、生まれながらに個性や感性、生命力、能力といった power(力)を持っている。しかし、生きていく中で、差別や偏見にあたり、暴力を受けたり、人と比較されたりという外部からの抑圧で、心が傷つけられ power(力)を奪われてしまう。自分の中にある power(力)に気づいて自分を信じ、持っている力を取り戻すことをいう。

◆SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものである。

(2) 国の動き

我が国では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定し、5 年ごとに見直しが行われています。

令和 6 (2024) 年 4 月制定の「困難女性支援法」には、女性の福祉の増進、人権の尊重や擁護、ジェンダー平等を基本理念とし、困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重した支援を、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施することが定められています。また、同月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)改正法が施行され、身体的暴力だけでなく、精神的暴力まで保護対象を拡大するなど、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化などが規定されました。

雇用の分野においては、「女性活躍推進法」に関する制度改正が行われ、従業員 101 人以上の事業主に対し「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務付けられました。さらに、期限を 10 年間延長し、健康上の特性や就業環境への措置に関する事項を追記し女性が活躍できる就業環境の整備が図られました。また、「育児・介護休業法」の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の充実、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の取組等が盛り込まれています。

女性版骨太の方針 2025 では、いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指し、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり、全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現、女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化を掲げています。女性が地方での生活を選択しない傾向が強まっており、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地域づくりに向けた取組が求められています。女性の活躍は、多様性(ダイバーシティ)が尊重される社会を実現するとともに、経済社会にイノベーションをもたらすため、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画を 2030 年までに 30%にする目標(『2030 年 30%』の目標)の達成に向け、ポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供や働きかけ、連携が行われています。

◆ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◆イノベーション

技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

◆積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的格差是正措置は国や地方公共団体の責務とされている。女子差別撤廃条約では、この措置を差別と解してはならないと規定している。

令和8（2026）年からの「第6次男女共同参画基本計画」では、第5次計画の取組を引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるといふ考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などが強化されます。

また、男女共同参画社会基本法の改正や独立行政法人男女共同参画機構法の制定により、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として「連携及び協働の促進」、「人材の確保等」が追加され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけされるとともに、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構が令和8（2026）年4月1日に設立されます。

（3）京都府の動き

京都府では、令和3（2021）年3月に、令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とする「KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-」が策定され、施策の方向性に「ジェンダー平等の実現」など、社会潮流に沿った新たな視点が盛り込まれています。

女性活躍に向けては、「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議（地域会議）」の設置、「京都ウィメンズベースアカデミー」が開設されており、令和2（2020）年には、女性活躍の流れを加速し、新たな働き方のムーブメントを全国に発信していくため、女性活躍推進サミット「WIT Kyoto」を開催されました。

令和6（2024）年3月には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）」を策定し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現を目指されています。

また、同月には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現のために府が実施すべき施策等を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」を策定されました。

令和8（2026）年3月に、制定から5年が経過し国の動向等を踏まえて中間見直しをされた「KYOのあけぼのプラン（第4次）後期施策」が策定されることとなっています。

◆WIT

WITとは、WORK & WOMEN IN INNOVATION SUMMITの略称。2016年に開催された伊勢志摩サミットの首脳宣言を受け、「あらゆる分野における女性活躍」をテーマに全国で開催されている。

◆ドメスティック・バイオレンス(DV)

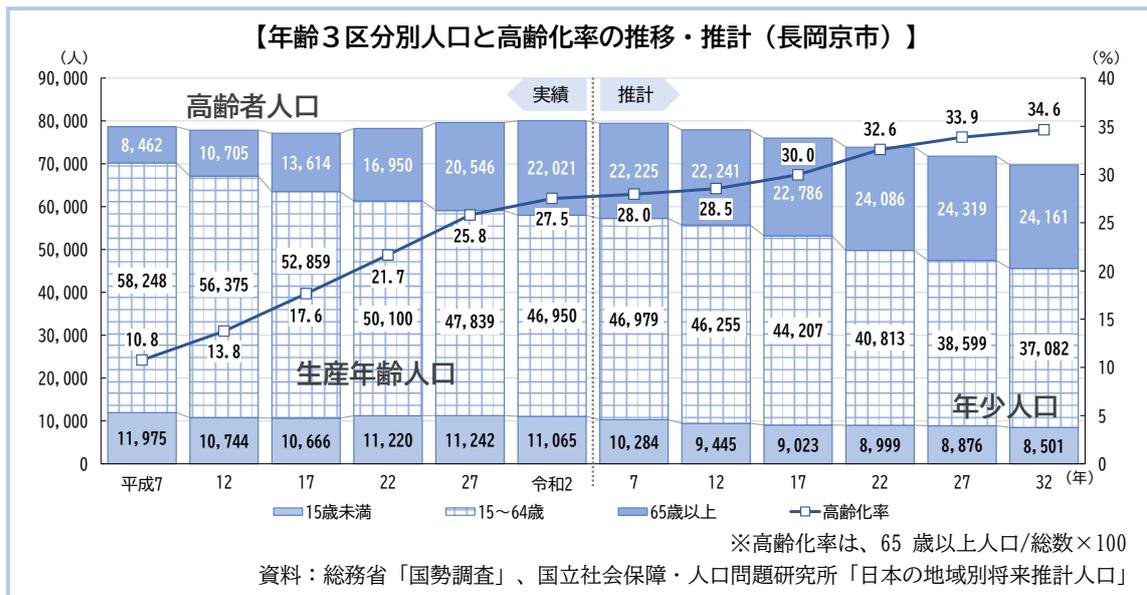
配偶者、恋人その他の親密な関係にある(あった)者の間で起こる暴力、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもを巻き込む暴力などが含まれる。

4. 長岡京市の状況

(1) 人口の変化

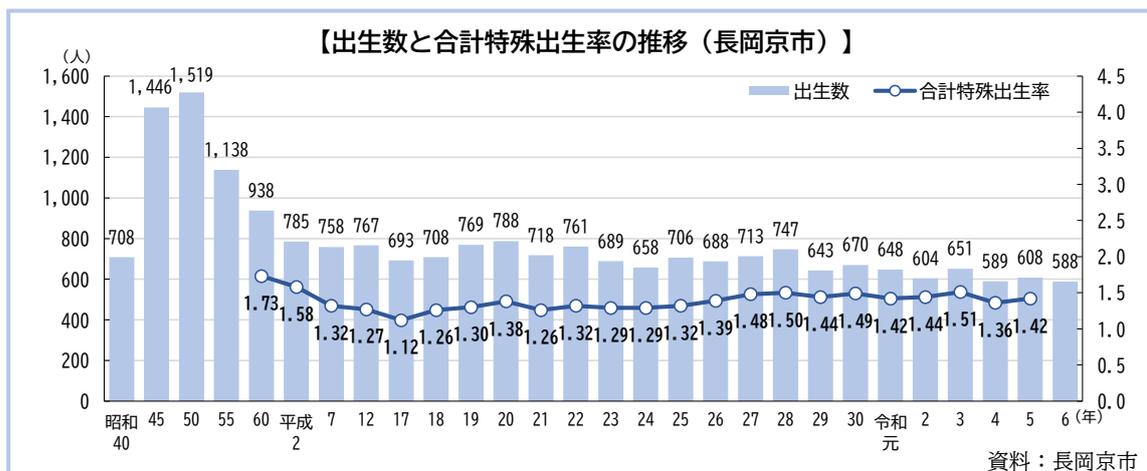
本市の人口は、令和7（2025）年に減少局面に転じると推計されていますが、現在のところ転入超過による社会増により人口が微増しています。

高齢化率は、令和2（2020）年に27.5%と、全国平均（28.4%）に比べると、やや低い水準で推移していますが、**団塊ジュニア世代**が65歳以上になり現役世代が急減する令和22（2040）年には32.6%と、急速に高齢化が進展すると推計されています。



(2) 出生の状況

合計特殊出生率は、昭和60（1985）年の1.73以降、平成17（2005）年には1.12まで下がりましたが、それ以降は増減を繰り返し、令和5（2023）年では、1.42となっています。



◆高齢化率

65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。国連は、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%以上になると「超高齢社会」と定義している。

◆団塊ジュニア世代

広義では、いわゆる団塊世代（1947年～1949年生まれ）の子ども世代を指すが、狭義には1971年～1974年生まれの人。

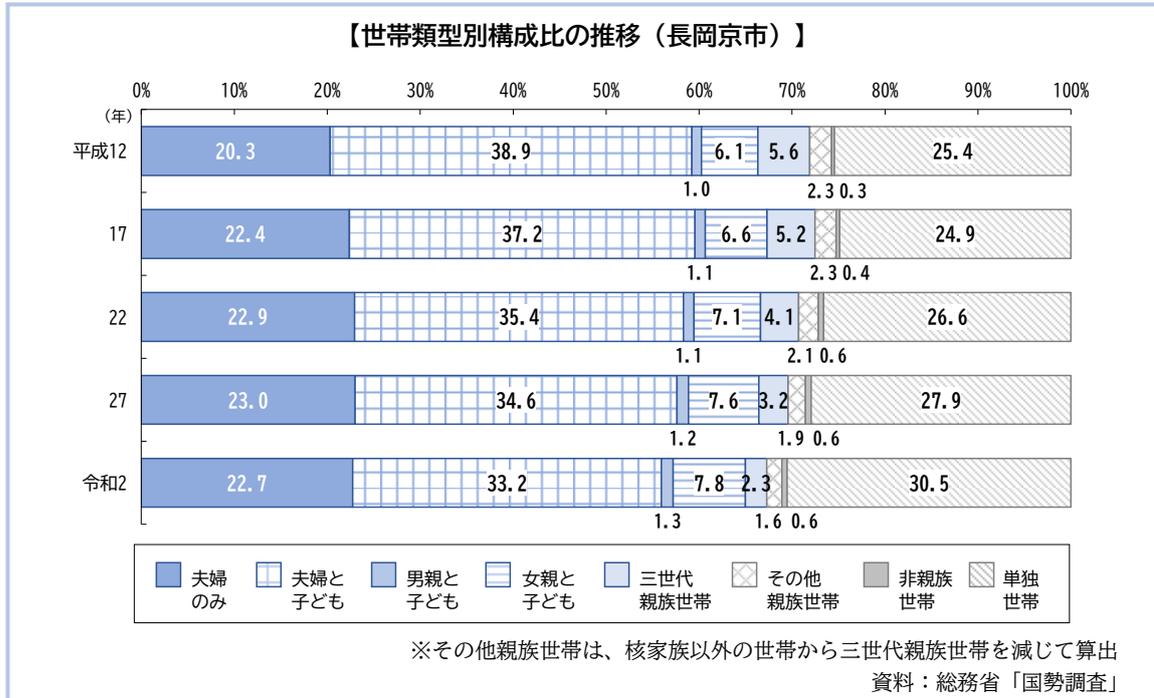
◆合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

(3) 世帯の状況

① 世帯構成

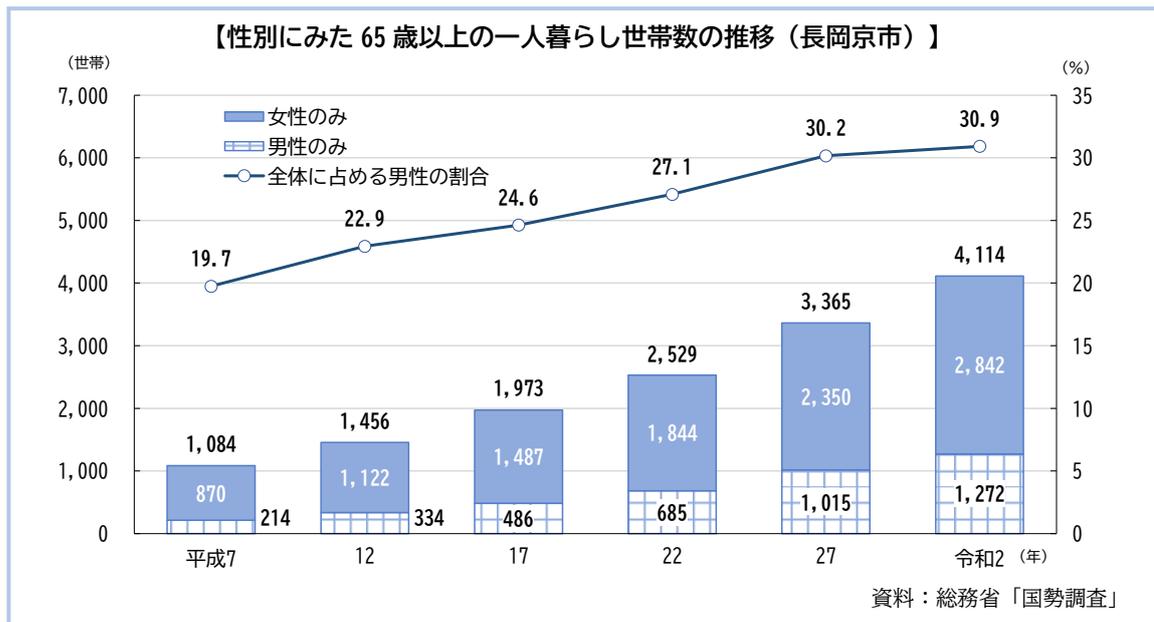
「夫婦と子ども世帯」や「三世代親族世帯」が減少し、「単独世帯」「女親と子ども世帯」が増加しています。



② 高齢者の一人暮らし世帯の状況

65歳以上高齢者の一人暮らし世帯は年々増加しており、このうち「女性のみ世帯」が約7割を占めています。

平成7（1995）年以降の推移をみると、「男性のみ世帯」の割合が増加しています。



5. 第7次計画のまとめ

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目		現状値	目標値	実績値				
		令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
成果指標	「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合(図表P3)	女性	11.3%	30.0%	—	—	—	13.2%
		男性	24.1%	30.0%	—	—	—	22.4%
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合(図表P24)	女性	22.3%	20%未満	—	—	—	14.6%
		男性	31.9%	30%未満	—	—	—	22.4%
活動指標	ホームページにおける市の「男女共同参画」ページへのアクセス数	17,636件/年	20,000件/年	32,251件/年	45,062件/年	22,180件/年	19,387件/年	
	男女共同参画週間事業参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合	69.7%	80.0%	86.7%	73.8%	100%	64.0%	
	性の多様性理解啓発事業参加者へのアンケートで「性の多様性への意識が深まった」と回答した人の割合	令和3年度からの新規	60.0%	91.6%	86.3%	90.5%	100%	

② 取り組みと課題

- 男女共同参画週間事業や人権・男女共同参画フォーラム等、各種講座の開催を通じた啓発活動など、様々な機会をとらえ情報発信を行い、男女平等・男女共同参画の意識の向上に取り組みました。
- 「市民意識調査」では、「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合は減少しました(図表P24)が、一方で社会全般における男女の平等については、「男性が優遇されている」と女性では75.6%(前回調査81.0%)、男性では61.2%(前回調査63.4%)と依然として高く(図表P3)、「平等になっている」と感じる人が少なく、実生活における男女平等につながる社会の変化は実感されていない状況です。
- 「パートナーシップ宣誓制度」や企業や事業所、行政が一体となって啓発する「にじいろ企業登録制度」を導入し、性の多様性への理解促進を図りました。また、若年層向けの講座も実施し、幅広い世代へ啓発を行いました。

◆性の多様性

性には、からだの性、心の性、好きになる性、表現する性の大きく4つの要素があり、その組合せは多様である。このような多様な性のあり方を、Sexual Orientation＝性的指向(どの性別が好きか/好きになる性)、Gender Identity＝性自認(自分がどの性別か/こころの性)の頭文字を組み合わせて、SOGI(ソジ)と表すことが増えてきている。性的指向や生活習慣、価値観などは人によって様々であり、これらの多様性を受け入れ、社会として新しい価値を生み出すことが求められている。

◆パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的少数者(性的マイノリティ)である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に協力し合うことを宣誓し、市がその宣誓書の受領を証明する制度。

◆にじいろ企業登録制度

企業及び事業所並びに行政が一体となって性的マイノリティの理解促進を図るための制度。

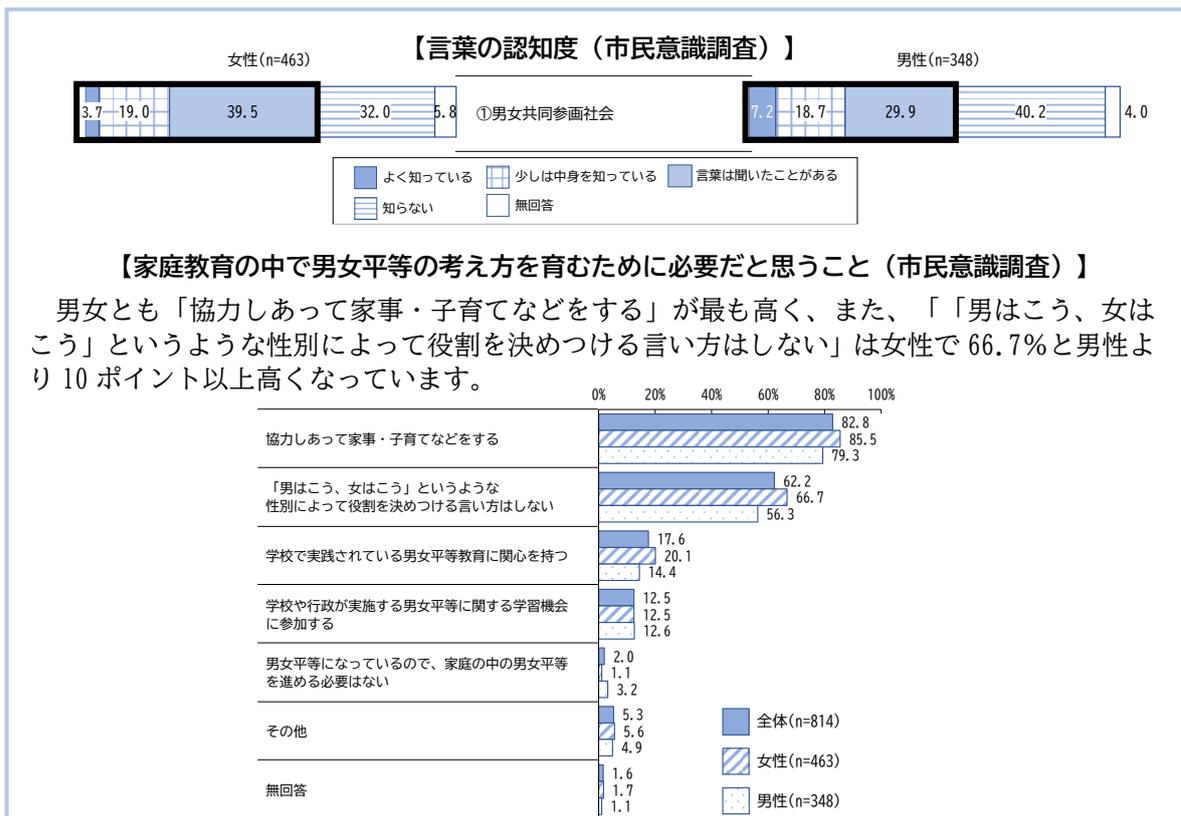
基本目標Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「男女共同参画社会」という言葉の認知度（図表下）	女性	67.5%	80.0%	—	—	—	62.2%
		男性	66.1%	80.0%	—	—	—	55.8%
活動指標	若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数		8回/年	9回/年	10回/年	11回/年	10回/年	7回/年
	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数		のべ586人/年	のべ600人/年	のべ406人/年	のべ657人/年	のべ691人/年	のべ810人/年

② 取り組みと課題

- 保育や学校教育の場においては、性別にとらわれず自らの進路を主体的に切り開く能力の育成や男女共同参画に関する課題について、より身近なものとして学び考える機会を設けています。
- 男女共同参画センターをはじめ中央公民館や図書館などで、講座の開催や図書の貸出等、男女平等・男女共同参画を学ぶ機会の充実を図っています。
- 「市民意識調査」では、家庭教育の中で男女平等の考え方を育むために「家事・子育てなどを協力しあって行うこと」が必要（図表下）であり、学校などで男女平等を進めるための重要な取組として「性別によって偏ることなく、個人の能力、個性、希望を大事にした進路指導をする」と回答する人の割合が高く（図表P28）、性別にかかわらず、主体的に生きる力を育むことが求められています。



基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進

① 成果指標と活動指標の評価

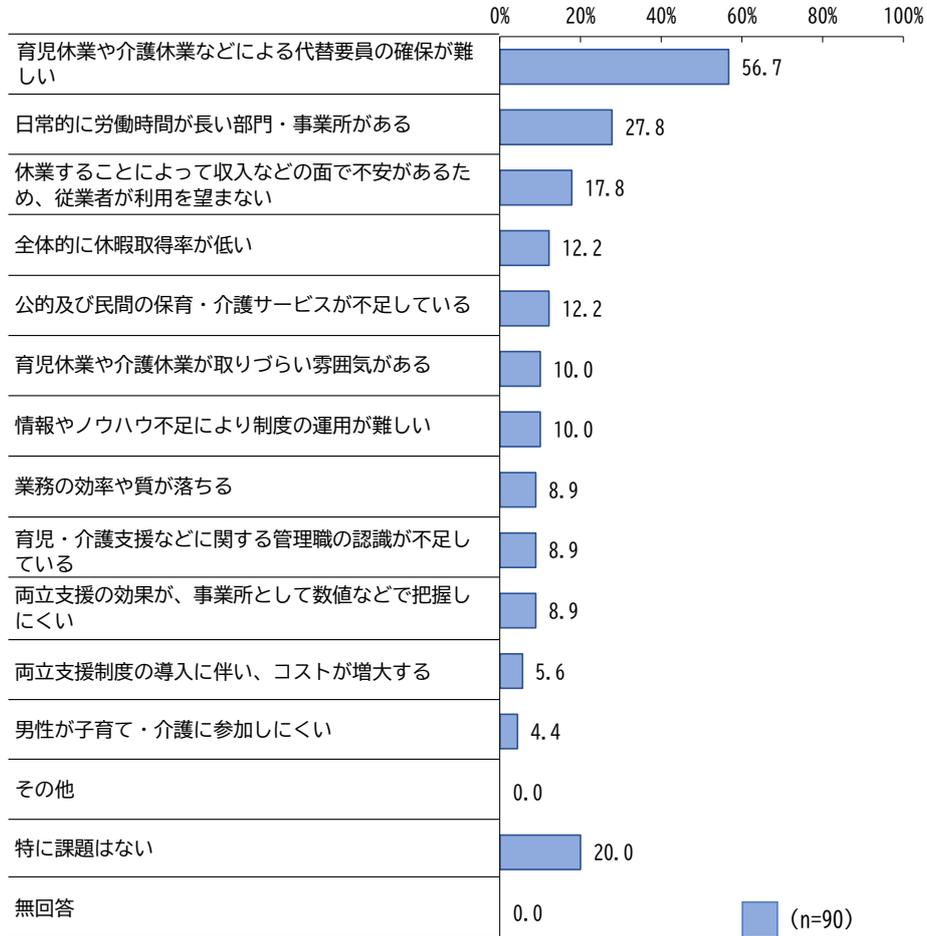
指標項目		現状値	目標値	実績値				
				令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成果指標	「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P3）	女性	13.7%	30.0%	—	—	—	13.0%
		男性	27.8%	40.0%	—	—	—	27.3%
	「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P3）	女性	20.2%	25.0%	—	—	—	27.6%
		男性	29.5%	35.0%	—	—	—	38.8%
	「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P3）	女性	35.3%	50.0%	—	—	—	37.4%
		男性	46.4%	60.0%	—	—	—	55.2%
「家庭生活」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合（図表P3）	女性	23.3%	30.0%	—	—	—	30.0%	
	男性	35.6%	40.0%	—	—	—	48.9%	
活動指標	長岡京市審議会等への女性委員の参画比率	34.2%	40.0%	38.0%	39.9%	38.2%	39.3%	
	長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が40%～60%である割合	41.8% (23/55審議会)	65.0%	40.7% (22/54審議会)	48.1% (26/54審議会)	47.1% (24/51審議会)	50.0% (28/56審議会)	
	長岡京市の女性管理職の割合	25.5%	30.0%	29.9%	29.3%	29.5%	34.3%	
	男女共同参画フロア（いこ～る）の承認団体数	17団体	20団体	15団体	14団体	12団体	12団体	
	女性活躍に関する講座の参加者数	のべ 31人/年	のべ 50人/年	のべ 51人/年	のべ 36人/年	のべ 58人/年	のべ 68人/年	
	防災学習会の実施回数と女性参加者の割合	29回/年 54.3%	58回/年 50.0%	22回/年 58.9%	43回/年 60.4%	53回/年 51.5%	53回/年 56.5%	
	男性に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数	4回/年	5回/年	4回/年	6回/年	6回/年	6回/年	
	長岡京市男性職員の育児休業取得者数（5年間での実数）	2人	5人	4人	12人	22人	31人	

② 取り組みと課題

- 市の女性管理職の登用や男性職員の育児休暇取得は進んでいます。また、審議会等の委員についても目標値に近い実績値となっており、女性の参画が進んでいます。
- 「市民意識調査」では、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくには「労働時間短縮や休暇制度を普及し仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が必要（図表P40）と思われています。「事業所調査」では、子育てや介護と仕事の両立への支援制度の利用を促進する際の課題として「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」と50%以上の回答（図表P13）があります。男性が家庭生活や地域活動に積極的に参加するためには、人材の確保や周囲の理解などが求められています。

【子育てや介護と仕事の両立支援制度の利用促進にあたっての課題（事業所意識調査）】

両立支援制度の利用促進にあたっての課題は、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が56.7%と最も高く、次いで「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」が27.8%、「休業することによって収入などの面で不安があるため、従業者が利用を望まない」が17.8%となっています。また、「特に課題はない」は20.0%となっています。



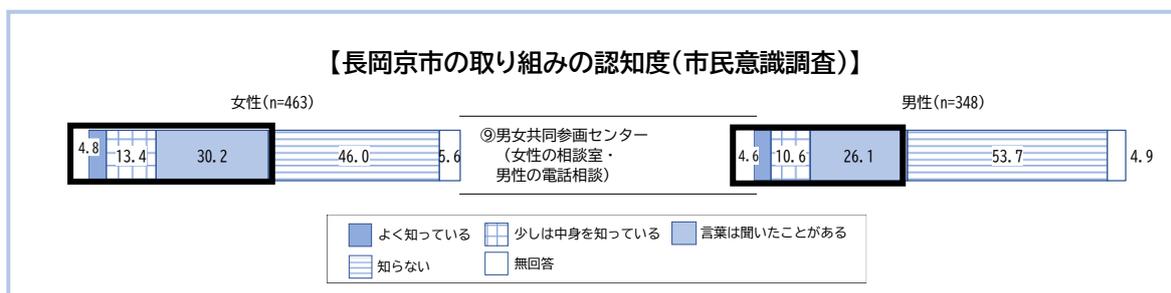
基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目		現状値	目標値	実績値				
		令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
成果指標	「ドメスティック・バイオレンスやデートDV」を女性の人権侵害と思う人の割合（図表P45）	女性	53.1%	70.0%	—	—	—	81.4%
		男性	51.5%	65.0%	—	—	—	71.8%
	男女共同参画センター（女性の相談室・男性電話相談）を知っている人の割合（図表下）	女性	49.6%	60.0%	—	—	—	48.4%
		男性	44.1%	50.0%	—	—	—	41.3%
活動指標	若年層へのDV等防止啓発事業の実施回数	4回/年	5回/年	3回/年	4回/年	3回/年	3回/年	
	パープル&オレンジリボンプロジェクトの参加者数	310人/年	400人/年	782人/年	511人/年	681人/年	582人/年	

② 取り組みと課題

- 男女が対等な立場でお互いの人権を尊重し、将来にわたってDVの加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、若年層からの啓発事業を行っています。
- DVをはじめとする様々な相談には、相談窓口の充実や関係機関との連携により適切な支援へつなげています。
- 「市民意識調査」では、暴力やハラスメントを人権侵害とする意識は高くなっているものの（図表P45）、暴力を受けた際の相談ができていない人も一定数みられます。また、男女共同参画センターを知っている人は50%に満たない状況です。（図表下）



◆デートDV(カップル間の暴力)

交際中のカップル間で起こる暴力のこと。相手を自分の思いどおりにコントロールしようとする態度や行動、殴る、蹴るだけでなく、ひどい言葉で傷つける、監視する、友達との交際を制限するなど「暴力」の種類は、様々。

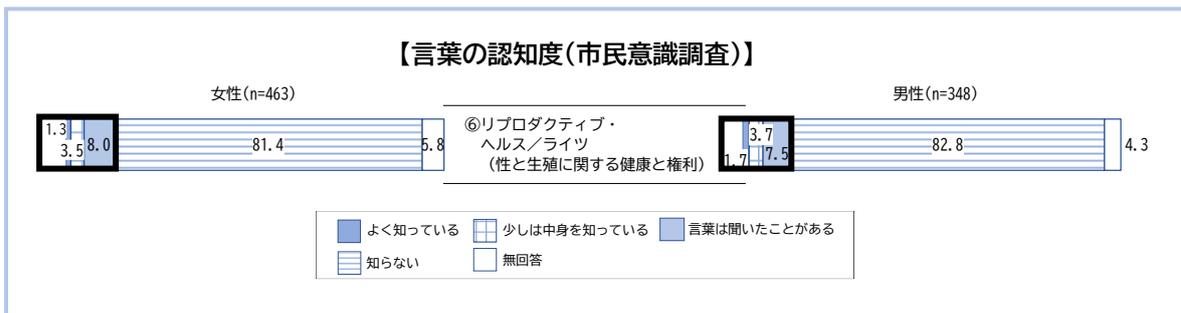
基本目標V 健康で安心な暮らしの実現

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目		現状値	目標値	実績値				
				令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成果指標	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度（図表下）	女性	14.9%	30.0%	—	—	—	12.8%
		男性	19.3%	25.0%	—	—	—	12.9%
活動指標	乳がん検診受診率（40～69歳）	13.3%	13.8%	11.3%	12.7%	14.3%	14.8%	
	子育て応援教室の参加率	21.3%	25.0%	17.9%	13.7%	25.2%	29.0%	

② 取り組みと課題

- 各種検診の受診勧奨や相談の実施など、ライフステージに応じた健康支援や予約方法のデジタル化により乳がん検診受診率は上昇傾向となっています。
- 性と生殖についての正しい知識と自己決定する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、性と健康をテーマとした講座や性感染症に関する情報提供を行っていますが、「市民意識調査」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度が低くなっています。（図表下）
- 安心して妊娠・出産できるようライフスタイルに応じた情報提供、支援を行うとともに、女性だけでなく、男性の理解促進に向けた啓発も行っています。



◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、女性の全生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方であり、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

◆ライフステージ

人生を年齢や社会的役割によって区分した各段階のこと。結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目もライフステージの変化として捉えられる。



第2章 計画の概要

1. 計画策定の目的

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づき策定するものです。また、地域の特性を踏まえながら、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもと、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合いながら、誰にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画で、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-」を踏まえた計画です。
- (2) 「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく計画です。
- (3) 「長岡京市第4次総合計画 第3期基本計画」の部門別計画であり、他の個別計画と連携した計画です。
- (4) 本計画の重点目標Ⅱを、「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「長岡京市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) 本計画の重点目標Ⅲを、「DV防止法」第2条の3第3項に定める「長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」、「困難女性支援法」第8条第3項に定める「長岡京市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として位置づけます。

3. 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

本計画は、「長岡京市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき取り組みます。条例には、相談及び苦情の申出を定めています。

「長岡京市男女共同参画推進条例」より

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) すべての人が、個人としての尊厳が平等に重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性に基づく差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を十分に発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担に基づく制度及び慣行が改善され、すべての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) すべての人が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人の尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (6) すべての人が性と生殖についての理解を深めるとともに、特に女性の性と生殖に関する健康とそれを享受する権利が生涯にわたり保障されること。
- (7) 経済活動の分野において、均等で健全な就業環境のもと個人の力が発揮できること。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (9) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい等を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (10) 男女共同参画の推進は、密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、国際的な協調のもとに行われること。

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の「私生活」を調和させ、そのどちらも充実(両立)させることで、お互いの相乗効果を生み出すという働き方や生き方を選択し実現できること。

5. 計画の体系

重点目標	取組方針		施策の方向		
I 人権の尊重と 男女平等・ 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤の 整備	1	男女平等・男女共同参画の 意識づくり	1	男女平等・男女共同参画の意識の 浸透	P.26
			2	国際的視野に立った男女共同参 画施策の実施や情報提供	P.26
			3	あらゆる情報における人権尊重・ 男女平等の推進	P.26
	2	子どもにとっての男女共同 参画の理解促進	4	学校、保育所、幼稚園など教育・ 保育の場での男女平等教育・学習 の推進	P.27
			5	家庭・地域での子どもの将来を見 通した自己形成の推進	P.27
	3	生涯学習の場での男女共同 参画の推進	6	多様な選択を可能にする学習機 会の提供	P.29
	4	性の多様性を認め合う意識 の醸成	7	性の多様性への理解促進と環境 の充実	P.29

女性活躍推進計画	5	政策・方針決定の場への女 性の参画拡大	8	市における女性の登用の推進	P.34
			9	女性リーダーの育成	P.34
	6	働く場における女性の活躍 推進	10	男女平等の雇用機会と待遇の確 保	P.35
			11	女性の起業と就労支援	P.35
			12	事業所における女性活躍推進へ の働きかけ	P.36
	7	地域における男女共同参画 の推進	13	あらゆる世代が男女共同参画で 取り組む地域づくりの推進	P.37
			14	防災における男女共同参画の推 進	P.37
			15	男女共同参画を推進する市民活 動の支援	P.37
	8	仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス）の 実現	16	仕事と子育て・介護の両立支援の 推進	P.39
			17	男性の子育て・家庭生活・地域活 動への参画促進	P.40
			18	事業所におけるワーク・ライフ・ バランスの理解促進	P.40
	9	ハラスメント防止への取り 組み	19	様々なハラスメント防止の働き かけと周知	P.42

		重点目標	取組方針	施策の方向			
DV防止基本計画	NEW 困難女性支援基本計画	Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援	10	女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発	20	あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供	P.46
			11	配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護	21	被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援	P.47
			12	困難な問題を抱える女性支援	22	相談しやすい環境づくり	P.48
			13	様々な状況にある人への支援と環境整備	23	相談・支援体制の充実	P.49
					24	高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	P.49
					25	ひとり親家庭への支援	P.50
			Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現	14	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に基づく女性の健康支援	26	性に関する理解と性感染症予防などの啓発
27	安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備	P.53					
15	生涯を通じた健康づくりの支援	28		ライフステージに応じた心と体の健康支援	P.54		

A decorative vertical pattern on the right side of the page, featuring stylized blue and grey floral motifs with clusters of small blue flowers and green leaves.

第3章

計画の内容

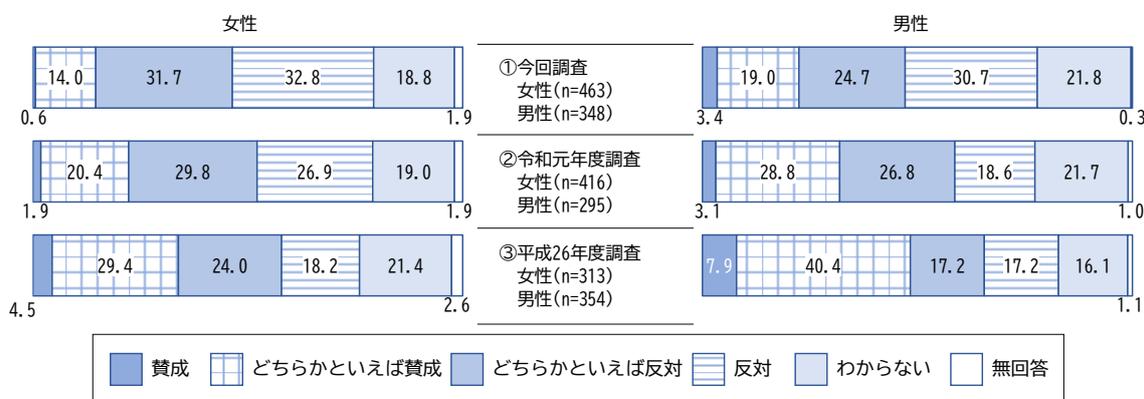
重点目標 I

人権の尊重と男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ・ 男女平等・男女共同参画意識を高めるため、固定的な性別役割分担意識の解消への取組をはじめ、暮らしの中の“気づき”や“学び”につなげていくための幅広い世代への情報提供や、性別や年齢に応じた効果的、継続的な啓発を進めていく必要があります。
- ・ 子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるよう、家庭や学校、地域など活動の場において男女共同参画の視点を取り入れることが大切です。
- ・ 誰もが、生涯を通して男女共同参画について学ぶことができるよう学習機会を提供し、男女共同参画意識の向上を図る必要があります。
- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向け、性の多様性への理解促進を図る必要があります。

【固定的性別役割分担意識の変化（市民意識調査）】

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識について、調査を行うごとに男女とも『賛成』（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計）が低くなっており、今回調査と平成26(2014)年度実施の前々回調査では20ポイント前後の差があります。

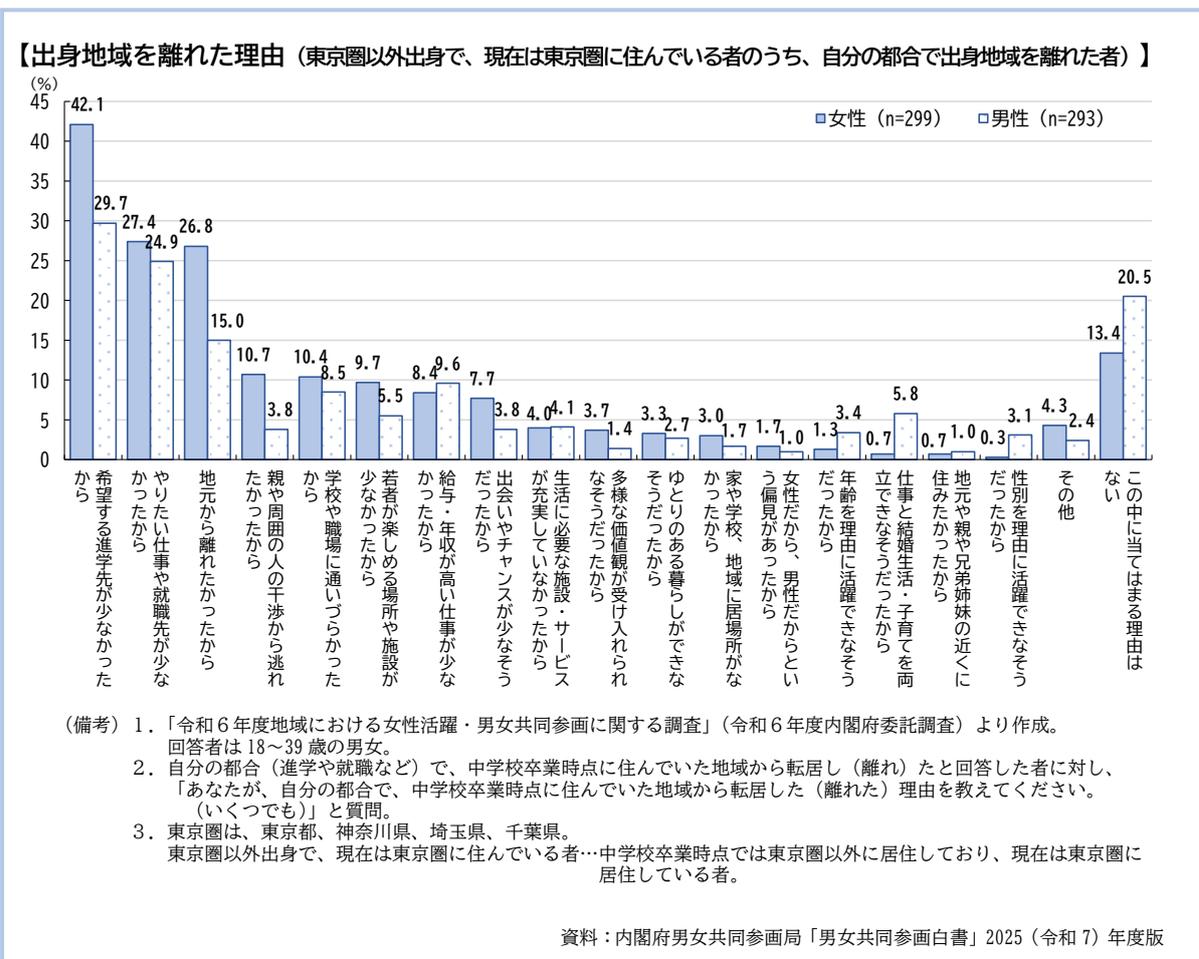


取組方針1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻む要因の1つとして、依然として固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。女性が地方を離れる動きが加速していく中の原因の一つともいわれています。性別にかかわらず個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の推進や魅力ある地域づくりを実現するために、それらを解消することが重要です。

また、インターネットやテレビなどのメディア（媒体）が発信する情報は、私たちの意識に大きな影響力があるため、あらゆる世代において情報を読み解く力をつけ、主体的に扱えるようメディア・リテラシーの向上に向けた情報提供を行います。

「ジェンダー平等の実現」が国際的に共通の目標であることや情報化社会における課題についても念頭に置き、広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を活用するとともに、各種講座の開催等を通して、あらゆる世代に向けた効果的な啓発活動を実施します。



◆メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。メディアの伝えている内容は、社会的に構成され、一定の視点で切り取って再構成したものであることを見極める能力を持つ必要がある。更に、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を持つことも重要である。

◆SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、インターネット上で交流できるサービスの総称。

施策の方向1 男女平等・男女共同参画の意識の浸透

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
1	●市広報紙、ホームページやSNS等の様々な媒体を活用し、市民、事業所への固定的性別役割分担意識の解消に向け男女平等・男女共同参画への意識啓発を進めます。	1	男女共同参画関連情報の発信及び意識啓発	男女共同参画センター
2	●市民への男女平等・男女共同参画意識の浸透を図るため講座や講演会を開催します。 ●市民の意識変革に向けた「人権・男女共同参画フォーラム」を開催します。	2	男女共同参画週間事業及び「人権・男女共同参画フォーラム」の開催	男女共同参画センター (共生社会推進課)
3	●男女共同参画の拠点施設として、情報コーナーや啓発のイベント、関連図書等を活用し、男女共同参画意識の浸透を図ります。	3	男女共同参画センター情報紙と図書便りの発行及び図書の貸出	男女共同参画センター
4	●男女共同参画啓発作品やアイデアの募集等を通じて、男女共同参画意識の浸透を図ります。	4	男女共同参画啓発作品の募集と活用	男女共同参画センター
5	●様々な男女共同参画施策を推進していくために、業務を遂行するすべての職員が、男女平等・男女共同参画の視点を持つための意識啓発を推進します。	5	市職員等研修の充実	職員課
		6	男女共同参画推進本部研修の実施	男女共同参画センター

施策の方向2 国際的視野に立った男女共同参画施策の実施や情報提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
6	●市民が男女共同参画をめぐる国際社会の動きについて、理解を深めるための情報収集及び提供を行います。	7	国際社会の動向に関する情報収集及び提供	男女共同参画センター
7	●男女共同参画の視点に立った国際理解推進事業や多文化共生事業を実施します。	8	中学校米国短期交換留学の実施	学校教育課
		9	多文化共生に関する講座の開催	中央公民館

施策の方向3 あらゆる情報における人権尊重・男女平等の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
8	●男女共同参画の視点に立った適切な表現の推進に向けて、職員や市民、事業所、地域団体等への意識の浸透を図ります。	10	男女共同参画の視点に立った表現方法の啓発	男女共同参画センター
		11	「公用文作成の手引」による意識啓発	総務課
9	●行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	12	行政刊行物や市広報紙、ホームページ、SNS等の情報発信における男女共同参画の視点の点検	広報発信課

取組方針2 子どもにとっての男女共同参画の理解促進

子どもは、成長する過程で、家庭、集団、地域、メディアなどから影響を受け、「男らしさ、女らしさ」の意識や性差に関する固定観念等を身につけます。

主体的で多様な選択ができるよう、個性を尊重する教育や進路指導を実施するとともに、市民及び民間団体に対する広報や学習の機会を提供し、男女共同参画社会の実現につなげていきます。子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を發揮して、お互いを尊重し、男女が対等に活躍できるように、家庭、学校、地域で行われる教育や学習を通し、男女共同参画意識の醸成を進めます。

施策の方向4 学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
10	●教職員・保育士が、固定的性別役割分担にとられない男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。	13	保育所職員研修の実施	子育て支援課
		14	教職員研修の実施	教育支援センター
11	●人間としての生き方に関わる指導を基盤にして、児童・生徒の個々の目的意識を高め、性別にとられず、望ましい勤労観や職業観を身につけ、自らの進路を主体的に切り開く能力を育成します。	15	キャリア教育の充実	学校教育課
		16	アゼリアひろば（適応指導教室）の開室	教育支援センター

施策の方向5 家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
12	●児童・生徒が男女共同参画の視点を学べる機会を創出します。	17	人権問題研究市民集会の実施	生涯学習課
13	●乳幼児の保護者等を対象とした、性別にとられない子育てについての交流や学習機会を提供します。	18	地域子育て支援センターでの交流活動の促進	子育て支援課
		19	幼児家庭教育学級及び家庭教育学級の開催	中央公民館
		20	児童館乳幼児親子の居場所づくりの実施	北開田児童館

◆人権問題研究市民集会

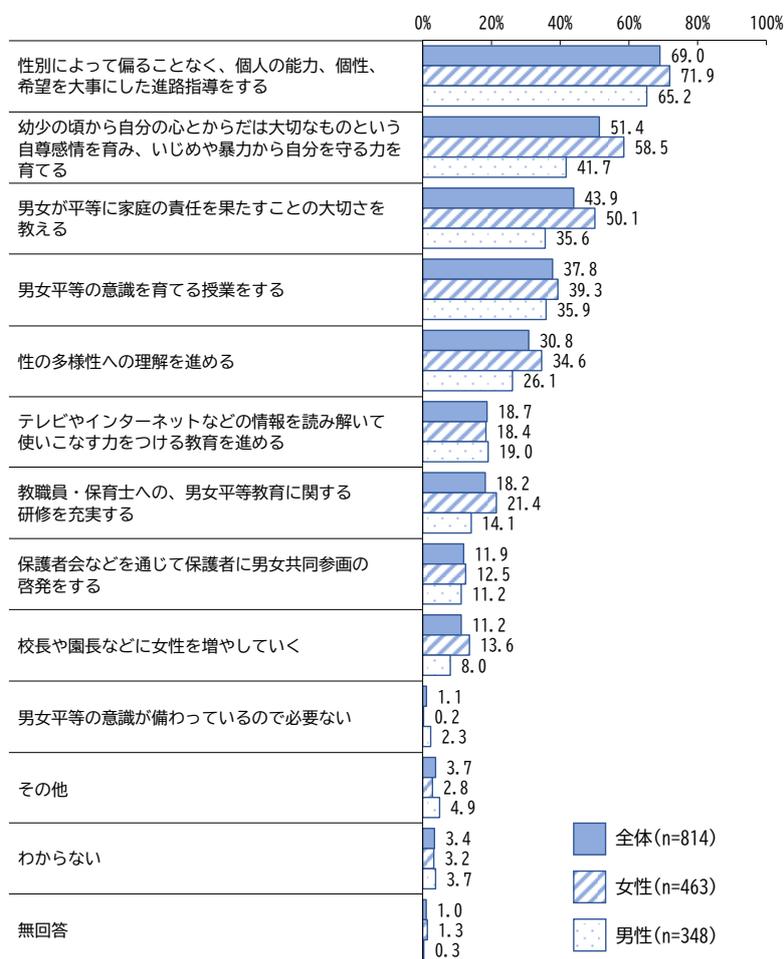
12月の人権週間を機に「人権」をテーマに標語やポスター等を募集し、2月の「人権問題研究市民集会」で入賞作品の展示や人権、男女共同参画等に関するパネル展示、体験型イベント等を実施。

◆キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようになるための教育のこと。

【男女平等を進めるために学校、保育所、幼稚園などで重要だと思う取組（市民意識調査）】

男女とも「性別によって偏ることなく、個人の能力、個性、希望を大事にした進路指導をする」が最も高くなっています。また、「幼少の頃から自分の心とからだは大切なものという自尊感情を育み、いじめや暴力から自分を守る力を育てる」は女性で 58.5%と男性より 10 ポイント以上高くなっています。



取組方針3 生涯学習の場での男女共同参画の推進

生きがいや充実した生活を送るために、市民が生涯にわたっていつでも自由に学ぶことができるよう、多種多様な学習機会を提供します。市民の興味・関心が高い内容の企画・立案に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識や固定概念等の解消に向け、生涯を通じ学び続けることのできる学習環境づくりを行います。

施策の方向6 多様な選択を可能にする学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
14	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な機会やホームページ、SNS等を活用し、性別や年代にかかわらず、すべての市民が楽しく、いきいきと学び続けられるよう、生涯学習に関する情報と学習機会を提供します。 ● 男女共同参画への理解促進のための学習機会を提供します。 	21	多様な教室・講座等の実施や情報提供	北開田会館 文化・スポーツ振興課 生涯学習課 中央公民館
		22	男女共同参画関連図書の利用促進	図書館
		23	男女共同参画を推進する講座の開催や出前ミーティングと関連図書の利用促進	男女共同参画センター

取組方針4 性の多様性を認め合う意識の醸成

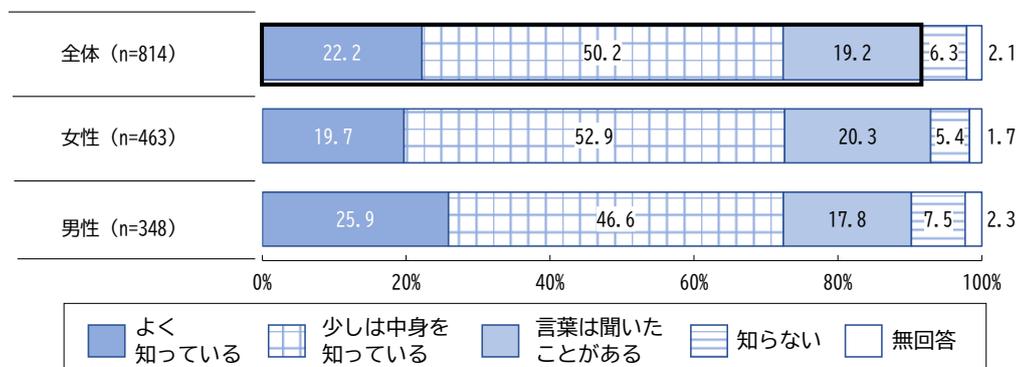
誰もが安心して暮らせる社会になるよう、あらゆる機会を通じ制度の周知や啓発の実施を行い、性の多様性への理解を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めます。

施策の方向7 性の多様性への理解促進と環境の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
15	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な性のあり方を尊重できるよう、正しい理解の促進や環境の充実を図ります。 	24	多様な性への理解促進を深めるための啓発や学習機会の提供	共生社会推進課 職員課
		25	学校での多様な性への理解と教育・相談体制の充実	学校教育課
		26	居場所作りや個別相談会の実施	共生社会推進課
		27	企業・事業者への理解促進策の推進	共生社会推進課

【LGBTの言葉の認知度（市民意識調査）】

LGBTなどセクシュアルマイノリティ（性的少数者）全般を指す言葉について、『知っている』（「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計）と回答した人は9割以上と、高い認知度です。

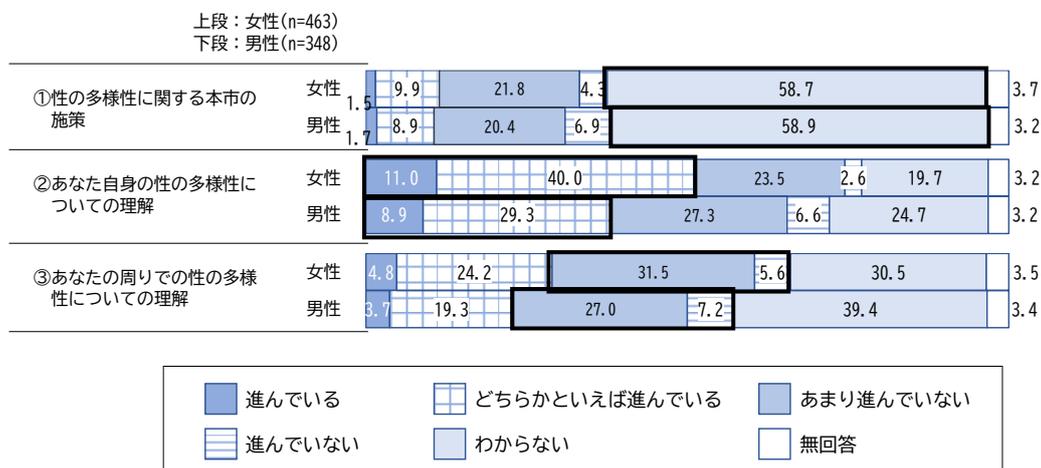


【性の多様性についての理解（市民意識調査）】

「①性の多様性に関する本市の施策」は、「わからない」が男女ともに過半数を占めています。

「②あなた自身の性の多様性についての理解」は、『進んでいる』（「進んでいる」「どちらかといえば進んでいる」の合計）は、女性は男性より10ポイント以上高くなっています。

「③あなたの周りでの性の多様性についての理解」は、『進んでいない』（「進んでいない」「あまり進んでいない」の合計）は、男女ともに「②あなた自身の性の多様性についての理解」より低くなっています。



◆LGBT

L=レズビアン(女性同性愛者)、G=ゲイ(男性同性愛者)、B=バイセクシャル(両性愛者)、T=トランスジェンダー(身体的な性別と生きようとする性別が異なる人)の頭文字を組み合わせたもので、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)全般を指す言葉として広く使われている。

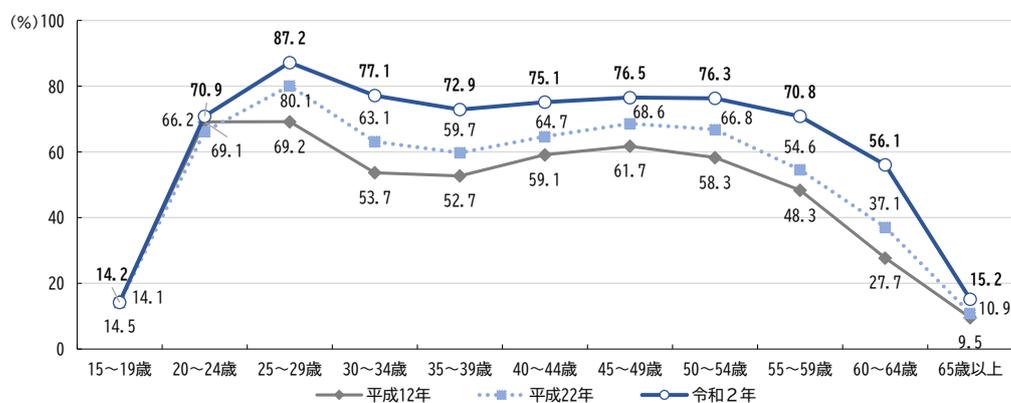
重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍

《女性活躍推進計画》

- ・女性の活躍の場の拡大に向け、関係機関や団体への働きかけとともに、女性の登用、女性リーダーの育成が求められており、継続的な啓発活動や情報発信が必要です。
- ・女性活躍や子育て支援など積極的に取り組む事業所の紹介や関係機関からの情報提供を行い、人材確保や休暇等支援制度の利用促進への働きかけが大切です。
- ・性別にかかわらず家族で家事等に取り組めるよう積極的に意識啓発を行っていくとともに、子育てや介護サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組が必要です。

【女性の年齢別労働力率の推移（長岡京市）】

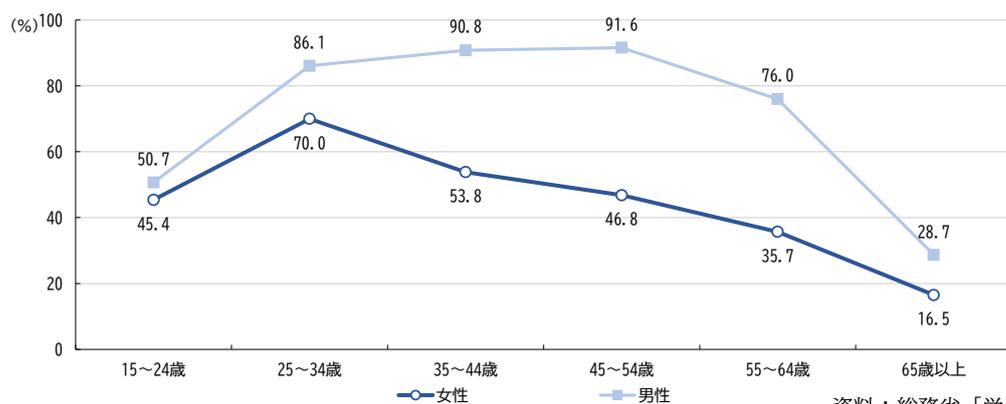
M字カーブは緩やかになり働く女性が増えてきています。また、30歳代と、55～59歳、60～64歳で平成12年から20ポイント以上増加しています。



資料：総務省「国勢調査」

【年齢階級別役員を除く正規雇用者の推移（令和4（2024）年）（全国）】

女性の年齢階級別正規雇用率は、25～34歳をピークに低下し30代後半以降は非正規雇用が中心となるL字カーブの状況です。



資料：総務省「労働力調査」

◆M字カーブ

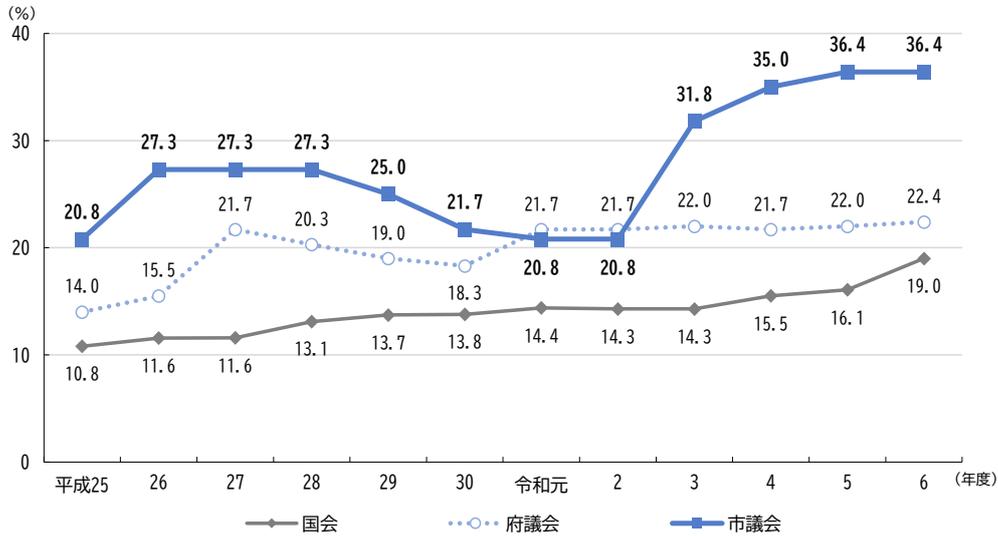
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることによる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

◆L字カーブ

女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、10～20歳代にかけて急激に増加する女性の正規雇用比率が20歳代後半をピークに右肩下がりになり、30歳代以降は非正規雇用で働く人が中心となることから、アルファベットのLのような形になることをいう。

【女性議員割合の推移（国・京都府・長岡京市）】

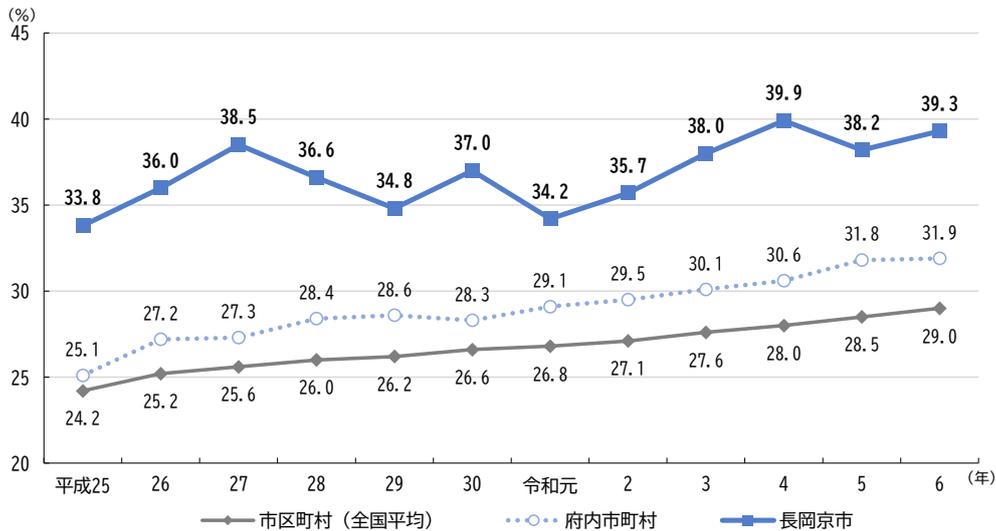
長岡京市議会の女性議員の占める割合は、令和2（2020）年度まで2割台でしたが、令和3（2021）年度以降3割台に増加し、国や京都府よりも高く推移しています。京都府の女性議員は、47都道府県中3位と高い数値です。



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局
府議会・長岡京市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

【審議会等委員の女性委員割合の推移（全国平均・京都府内市町村・長岡京市）】

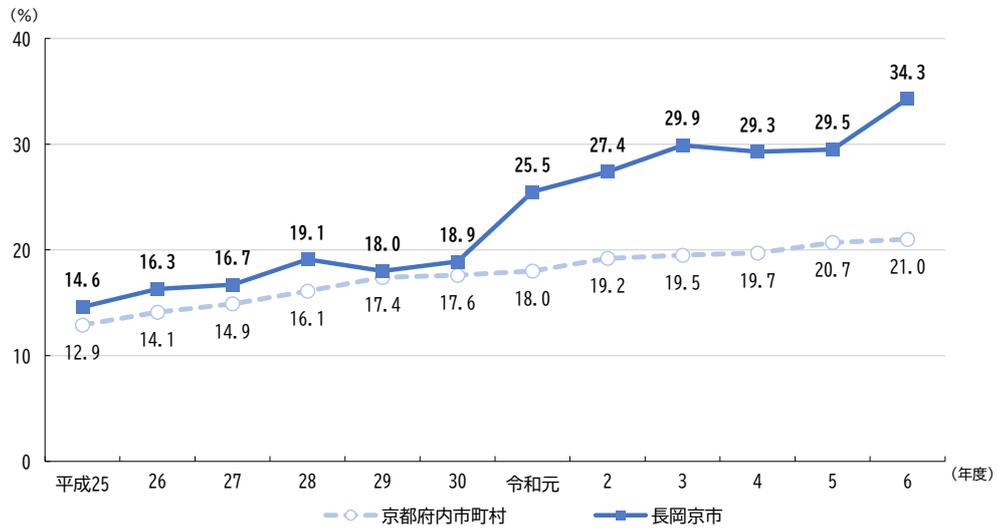
本市の審議会等に占める女性の割合は、令和6（2024）年で39.3%と全国平均及び府内市町村を上回っています。



資料：全国平均と府内市町村は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）
長岡京市は、「長岡京市男女共同参画計画 第7次計画進行管理報告書」

【職員における女性管理職割合の推移（京都府内市町村・長岡京市）】

本市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和元年度から全国や京都府内市町村との差は大きくなっており、令和6（2024）年度では、全国815市区中24位（京都府内26市町村中3位）の数値となっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【日本のジェンダー・ギャップ指数の推移】

2025年のジェンダー・ギャップ指数の順位をみると、総合では118位となっています。最も順位が高い分野は「健康」で50位、最も順位が低い分野は「政治」で125位となっています。

（単位：位）

	調査国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2023年	146	125	0.647	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
2024年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
2025年	148	118	0.666	112	0.613	66	0.994	50	0.973	125	0.085

資料：世界経済フォーラム（World Economic Forum）「Global Gender Gap Report」

◆ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表している各国の社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。日本は国会議員・官僚・企業管理職などで格差が大きく、2025年の総合順位は148か国中118位。

取組方針5 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現には、男女があらゆる分野に参加するだけでなく、政策や方針決定の場に対等に参画することが極めて重要です。女性の視点や意見を積極的に反映することは、社会における多様な問題を政策的に解決することにもつながるため、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）として目標値を定め取組を進めます。

地域の各種団体の主要な役職には、依然として男性割合が高い状況が続いています。地域での女性活躍が進むよう活躍の機会や分野を広げるための人材の発掘を行い、男女が対等に活躍できる社会をつくるための女性のエンパワーメントを支援するとともに、男女共同参画意識への取組を進め、政策・方針決定過程や意思決定の場への女性の参画拡大につなげます。

施策の方向8 市における女性の登用の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
16	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、審議会等への女性委員の登用を進めます。 ● 女性委員のいない審議会等の解消を図ります。 	28	各種審議会等への女性委員の登用推進	男女共同参画センター (審議会等所管各課)
17	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策立案や実務等の研修を通じて、人材を育成し、女性職員の職務実践機会の拡大を推進します。 ● 女性職員の管理職・監督職への積極的登用を行います。 	29	女性職員の職務実践機会の拡大やキャリアアップ研修による育成	職員課

施策の方向9 女性リーダーの育成

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
18	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や地域活動、市民活動のリーダー役割を目指す研修会の実施及び情報提供をします。 ● 市民活動を通じて新たな女性リーダーの発掘や支援につなげます。 	30	女性リーダーの発掘及び支援のための情報提供と講座を通じたエンパワーメント支援	男女共同参画センター

◆キャリアアップ
より高い資格・能力を身につけること。経歴を高めること。

取組方針6 働く場における女性の活躍推進

女性にみられる、結婚・出産時期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」は、育児休業を利用し、出産後も継続就業する女性の増加により解消しつつあるものの、依然として女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、L字カーブを描いています。女性が職業をもつことが一般化する中で、就労の場における男女の不平等が是正され、公正な処遇が図られるよう、市内事業所に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、働き方改革関連法等の情報の周知を行います。また、起業や再就職等、多様な働き方への支援についても、商工会等と連携し、実施します。

女性も男性も双方が活躍できる職場づくりを目指し、業種や職種を超えた意見交換や学習の機会を通じて、情報の共有や発信により、生きがいをもって働き続けられる職場環境づくりを図ります。

施策の方向10 男女平等の雇用機会と待遇の確保

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
19	●様々な機会を活用して、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう男女雇用機会均等法等関係法令や制度を周知します。	31	男女雇用機会均等法等の制度に関する情報提供	男女共同参画センター
		32	労働関係法令の周知及び情報提供	地域福祉連携室

施策の方向11 女性の起業と就労支援

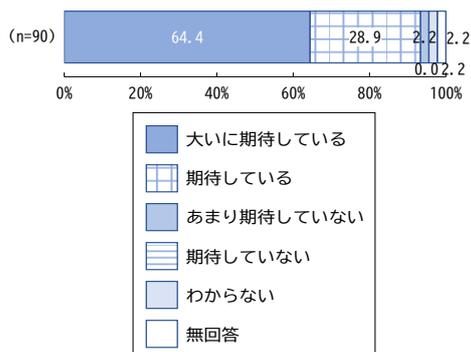
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
20	●様々な機会を通じて農業に従事する女性の参画を促します。	33	女性の参画に関する情報発信	農林振興課
21	●商工会と連携し、創業に関する情報提供や女性活躍の機会拡大を図ります。	34	女性の就労と創業に関する相談及び情報提供	商工観光課
22	●女性活躍推進のための相談窓口を通じて就労、起業等に関する情報提供を行います。 ●女性がキャリアアップや転職するための学習機会や求人等の情報提供を行います。 ●京都府のマザーズジョブカフェなどの情報提供を行います。	35	就労や起業、女性のキャリアアップのための相談や情報提供	男女共同参画センター

施策の方向 12 事業所における女性活躍推進への働きかけ

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
23	●事業所に対して、様々な機会を通じて、男女共同参画の重要性を啓発し、女性の役職者の増加に努めます。	36	商工会等を通じた「女性活躍推進法」の周知啓発	男女共同参画センター 商工観光課
24	●女性活躍推進のための市内事業所におけるネットワークを構築します。 ●研修会等を通じて働く場における女性活躍への意識の向上と啓発を推進します。	37	女性活躍推進会議の実施	男女共同参画センター

【女性従業者の活躍についての考え方】 (事業所意識調査)

女性従業者の活躍を期待する事業所は多く、理由は「男女にかかわらず能力発揮を期待するのは当然であるため」が8割を超えています。



【女性役員・管理職の割合】 (事業所意識調査)

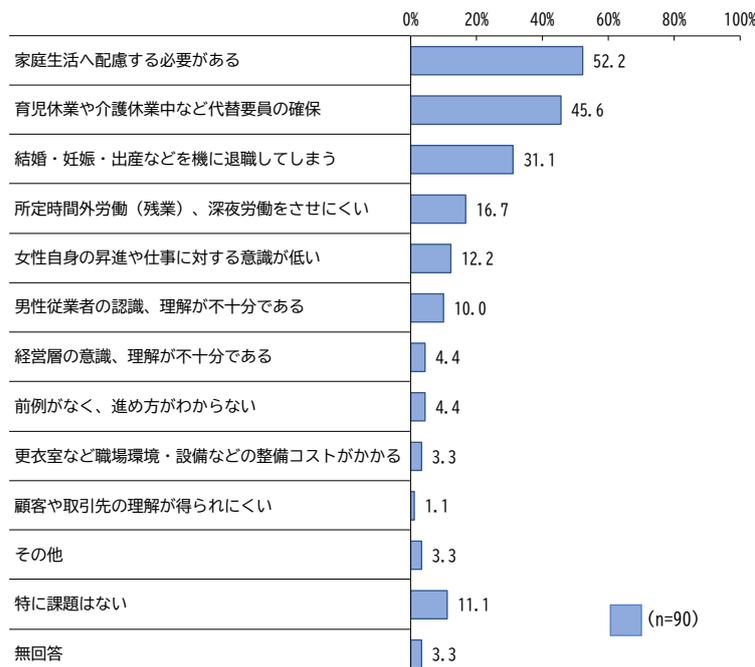
女性の管理職の割合は、前回調査と比べて増えています。

	令和元年度		令和6年度	
	人数 (うち女性)	女性の 割合	人数 (うち女性)	女性の 割合
役員	-		151(47)	31.1%
管理職	658(120)	18.2%	1,438(296)	20.6%
全体	658(120)	18.2%	1,589(343)	21.6%

※令和元年度は管理職のみの数値

【女性活躍推進にあたっての課題 (事業所意識調査)】

女性活躍推進にあたって想定される課題は、「家庭生活へ配慮する必要がある」「育児休業や介護休業中など代替要員の確保」が高くなっています。



取組方針7 地域における男女共同参画の推進

地域は家庭とともに、最も身近な暮らしの場であり、自治会活動やPTA、子ども会活動のほか、ボランティアや地域福祉、文化・スポーツ活動など様々な市民の活動、交流機会が存在しています。多様な地域活動が男女共同参画の視点で行われることで、地域に根差した男女共同参画社会の実現につながります。

男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めるためには、女性の積極的な参画が必要であるため、防災における男女共同参画の視点の取組や市民団体への支援など、地域に根差した取組を進めます。

施策の方向13 あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
25	●地域の自治会及び各種団体に対して男女共同参画の視点に立った運営を働きかけ、活動の活性化を促進します。	38	地域コミュニティ協議会、自治会等を通じた意識啓発や情報提供	自治・共助振興室

施策の方向14 防災における男女共同参画の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
26	●男女共同参画の視点に立って防災対策に取り組めます。 ●男女共同参画の視点に立った、地域における防災意識の向上を図ります。	39	地域防災計画の推進	防災・安全推進室
		40	地域防災訓練の実施	防災・安全推進室
		41	防災学習会の実施	防災・安全推進室

施策の方向15 男女共同参画を推進する市民活動の支援

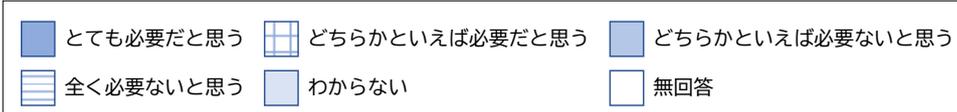
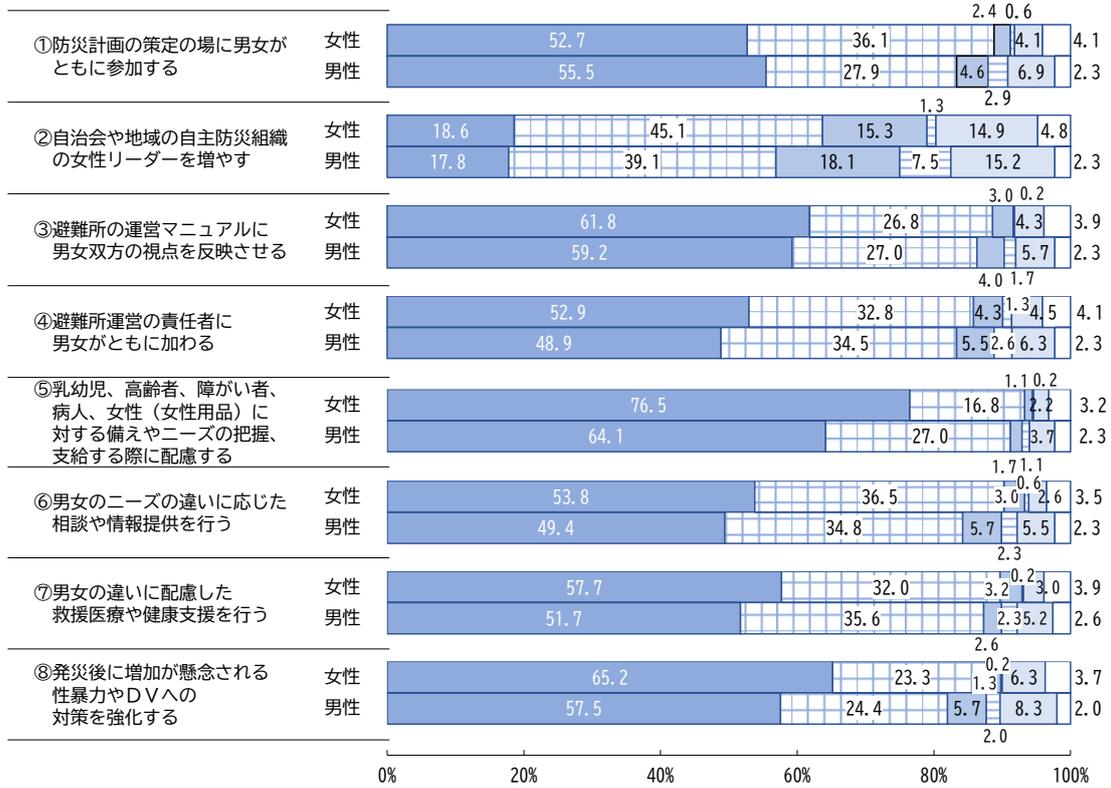
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
27	●男女共同参画センター及び男女共同参画フロアを男女共同参画の推進拠点としての充実を図り、男女共同参画を推進する団体の活動を促進します。	42	男女共同参画センター及び男女共同参画フロアの活用促進、男女共同参画を推進する団体の活動促進	男女共同参画センター
28	●長岡京市の市民活動の拠点である市民活動サポートセンターが男女共同参画の視点に基づき、市民活動に参加・参画したい市民のサポートを実施します。	43	市民活動サポートセンターでの活動支援	自治・共助振興室

【性別に配慮した防災対策の取り組みの必要度（市民意識調査）】

すべての項目において、『必要だと思う』（「とても必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」の合計）は男性より女性で高くなっています。

上段：女性(n=463)

下段：男性(n=348)



取組方針 8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事と育児の両立や育児・介護休業の整備、勤務時間の柔軟化等法整備が進む中、制度の周知や利用しやすい職場環境づくりが必要となっています。企業や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進することの利点や、多様で柔軟な働き方の導入、育児・介護休業等が取得しやすい環境整備などの情報提供と啓発を行います。

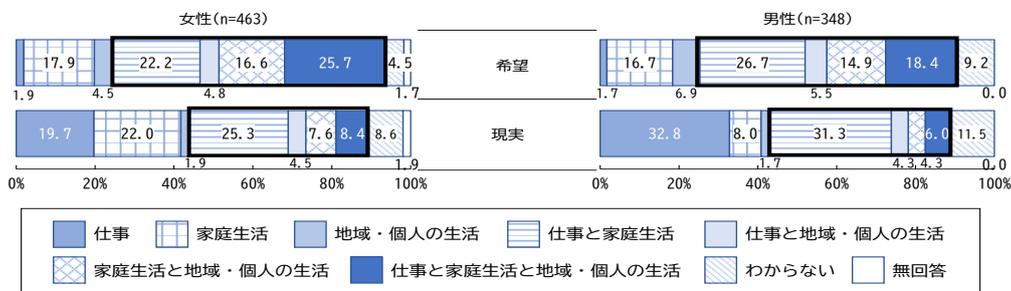
ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の問題だけでなく、事業所の理解促進や社会全体での意識の共有が重要であることから、様々な機会をとらえて啓発を行い意識づくりを進めます。

施策の方向 16 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
29	●男女平等・男女共同参画の視点に立って「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市教育振興基本計画」に基づく子育て支援事業を推進します。	44	保育サービスの充実	子育て支援課
		45	放課後児童クラブの実施	生涯学習課
30	●男女平等・男女共同参画の視点に立って、子育てと仕事の両立を図るための様々な子育て支援事業を推進します。	46	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育て支援課
		47	病児・病後児保育サービスの実施	子育て支援課
31	●高齢者を介護する家族に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行います。	48	家族介護者への支援	高齢介護課
		49	介護保険サービスの利用促進	高齢介護課

【ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（市民意識調査）】

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味など）」の優先度についての希望と現実では、男女ともに複数をとともに優先したいと希望している人は多いですが、現実にはできている人は少なくなっています。



◆ファミリーサポートセンター事業

子育てと仕事の両立を図るため、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し相互に援助する活動。

施策の方向 17 男性の子育て・家庭生活・地域活動への参画促進

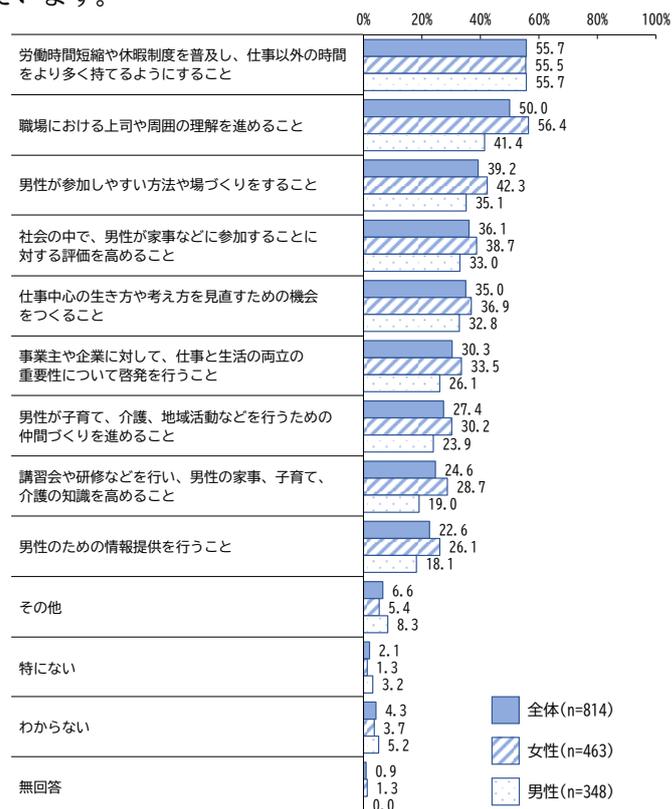
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
32	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が生活面の技術を習得する機会を提供します。 ●男性が育児、家庭生活、地域活動に積極的に参画できるよう啓発及び学習機会を提供します。 	50	仕事と家庭生活等の両立支援に関する学習機会の提供	男女共同参画センター
				中央公民館

施策の方向 18 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
33	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定について情報を提供します。 ●事業所へ多様で柔軟な働き方や両立支援制度の充実等、職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。 ●育児休業等取得促進に向けた啓発や情報提供を推進します。 	51	商工会を通じたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画センター 商工観光課
		52	特定事業主行動計画の推進	職員課
		53	育児及び介護休業、介護休暇等取得の啓発及び情報提供	職員課

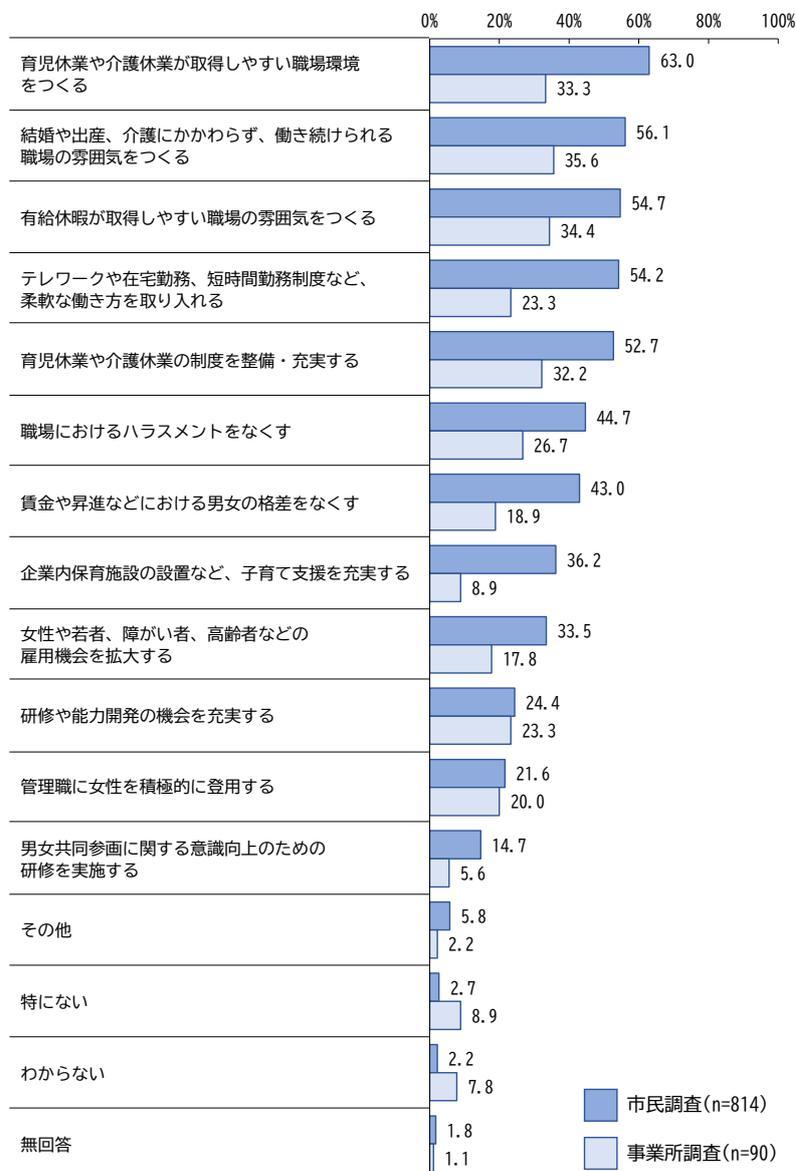
【男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要だと思うこと】 (市民意識調査)

性別にみると、女性で「職場における上司や周囲の理解を進めること」が、男性より15.0ポイント高くなっています。



【いきいきと働ける職場をつくるために企業が力を入れるべきこと（市民・事業所意識調査）】

市民意識調査の方が「育児休業や介護休業が取得しやすい職場環境をつくる」や「テレワークや在宅勤務、短時間勤務制度など、柔軟な働き方を取り入れる」と回答した割合が事業所意識調査と比べ30ポイント程度高く、制度の充実を望む割合が高い結果となっています。



◆テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

取組方針9 ハラスメント防止への取り組み

職場や就職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント等が行われない職場づくりが大切です。

ハラスメントは、職場だけではなく、家庭や地域など日常のあらゆる場面に存在します。

事業所に対して法律の改正内容等の周知や情報提供を行い、意識の醸成に向けた働きかけを行うとともに、地域団体などを通じて、ハラスメント防止に向けた意識啓発を行います。

施策の方向 19 様々なハラスメント防止の働きかけと周知

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
34	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や事業所における、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止の啓発をします。 ●研修等の情報提供等を通じてハラスメントを起こさない地域・職場づくりを促進します。 	54	地域団体等を通じて、市民・地域でのハラスメント防止に関する意識啓発	男女共同参画センター
		55	商工会、商店街等を窓口にして、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止に関する事業主の講ずべき措置に関する情報提供	商工観光課
35	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内における防止対策として、ハラスメント研修を実施します。 ●ハラスメントを起こさない職場づくりを徹底します。 ●相談・支援体制を充実します。 	56	ハラスメントに関して講ずべき措置についての指針の周知徹底	職員課
		57	相談体制の周知及びハラスメント研修の実施	職員課

◆セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。男女雇用機会均等法では、職場において行われる性的な言動に対する対応によって労働条件について不利益を受けること(対価型)、又は職場において行われる性的な言動により就業環境が害されること(環境型)を指し、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の義務が規定されている。

◆マタニティ(パタニティ)・ハラスメント

妊娠・出産・育児などを理由に職場において不利益を受けたり、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

◆パワー・ハラスメント

職場のパワー・ハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される、という3つの要素を満たすものをいう。業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しない。

◆カスタマー・ハラスメント

過大な要求や不当な言いがかりなど、主張内容等に問題があるものや、主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題がある行為。暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれる。

重点目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援

《DV防止基本計画》《困難女性支援基本計画》

- ・ドメスティックバイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などのあらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有できるよう、多様な機会を通じて啓発活動を推進していく必要があります。
- ・身近な相談窓口である男女共同参画センターの周知に努めるとともに、気軽に相談できる機会の確保や、安心して相談できる体制の充実、早期発見による迅速な対応、関係機関との連携などが必要です。
- ・困難な問題を抱える人が、早期から切れ目なく支援が受けられるよう関係機関や民間団体との協働が必要です。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数（全国の被害者状況）】

認知・相談件数は増加しています。また、すべての内容で7割以上が女性となっています。

（単位：件、％）

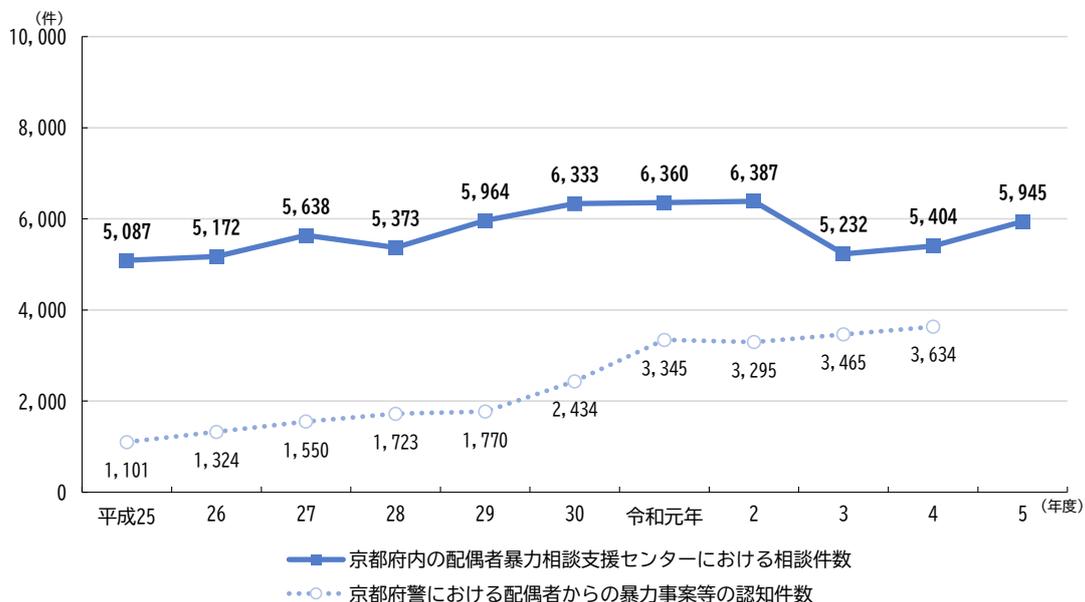
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
不同意性交等	認知件数	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	701	712	624	749	729
	うち女性	613	613	541	655	641
	女性割合	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	337	389	390	526	588
	うち女性	276	322	322	411	461
	女性割合	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
私事性的画像被害※	相談件数	1,570	1,628	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	90.9	88.0	86.5	84.3	77.3

※プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為

資料：警察庁統計資料

【京都府のDV関係の相談・認知件数】

京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和3(2021)年度に減少するも増加傾向にあります。京都府警におけるDV認知件数は、年々増加傾向にあり令和元(2019)年度からは3,000件を超えています。



資料：内閣府男女共同参画計画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」
京都府「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」

【男女共同参画センターで受け付けた相談件数の推移】

男女共同参画センターで受け付けた相談件数は、令和6(2024)年度には823件と前年度から増加しています。

女性の相談室

(単位: 件、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般相談(面接・電話)	583	593	767	646	697
うちDV	86	71	114	76	71
女性のカウンセリングルーム	74	96	105	105	100
うちDV	1	5	10	8	15
法律相談	21	22	29	24	26
うちDV	1	1	3	2	0
合計	678	711	901	775	823
うちDV	88	77	127	86	86
DV割合	13.0	10.8	14.1	11.1	10.4

資料：長岡京市

男性の電話相談

(単位: 件、%)

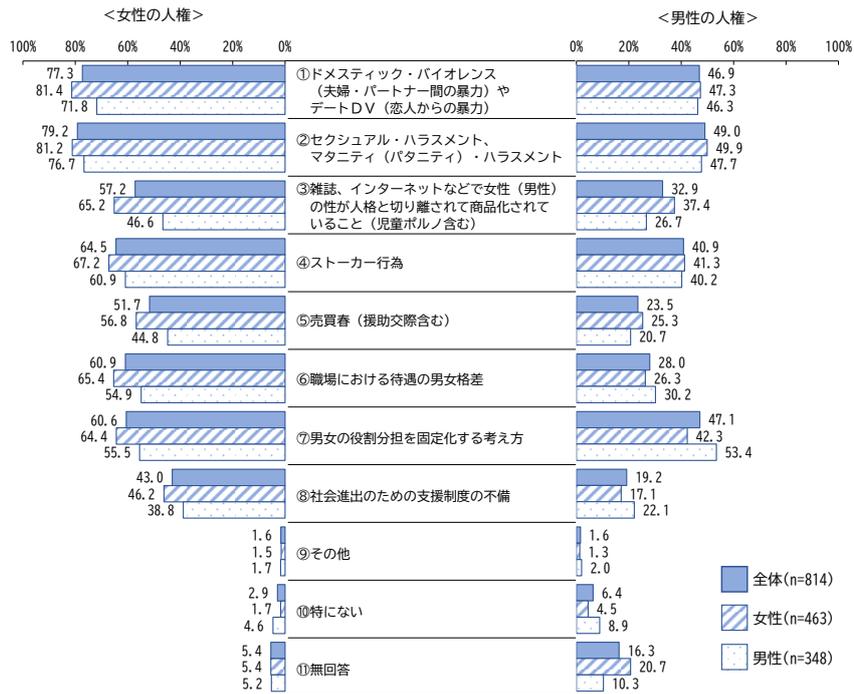
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性の電話相談	15	26	13	12	16
うちDV	0	0	0	0	0
合計	15	26	13	12	16
うちDV	0	0	0	0	0
DV割合	0	0	0	0	0

資料：長岡京市

【人権が侵害されていると思うこと（市民意識調査）】

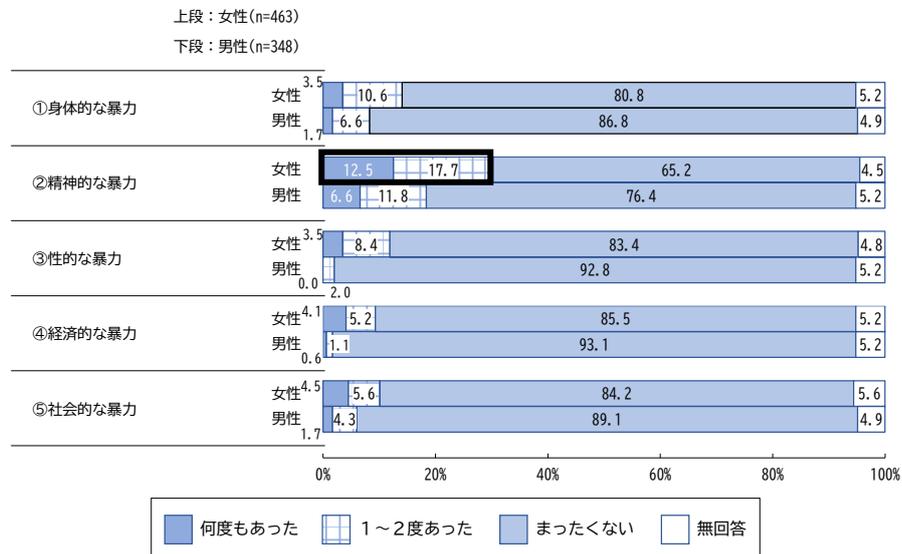
女性の人権において、侵害されていると思うことは、女性では「①ドメスティック・バイオレンス（夫婦・パートナー間の暴力）やデートDV（恋人からの暴力）」（81.4%）、男性では「②セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント」（76.7%）が最も高くなっています。「③雑誌、インターネットなどで女性（男性）の性が人格と切り離されて商品化されていること（児童ポルノ含む）」は、女性で 65.2%と男性より 18.6 ポイント高くなっています。

男性の人権において、侵害されていると思うことは、女性では「②セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント」（49.9%）が最も高くなっています。男性では「⑦男女の役割分担を固定化する考え方」（53.4%）が最も高くなっています。



【配偶者等から暴力にあたる行為を受けた経験（市民意識調査）】

配偶者等から暴力にあたる行為を受けた経験は女性が多くなっています。特に、「②精神的な暴力」は3割を超えています。



取組方針 10 女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。依然として、女性に対する暴力は、家庭、職場、学校など日常の様々な場面において生じており、暴力の問題の重要性が十分理解されているとはいえない状況です。特に同意のない性的な行為は性暴力であるという認識を持ち、互いに気持ちを確認する**性的同意**が必要であるということを、社会全体の共通認識とすることが大切です。

誰もが、被害者にも加害者にもなることなく安心して暮らせる社会を目指し、幼い頃から早期に体の大切さ等を伝えるとともに、あらゆる暴力防止に向けた意識啓発を進めていきます。

施策の方向 20 あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
36	●DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、 ストーカー行為 、性暴力、売買春等の女性に対する暴力が重大な人権侵害であることや、児童虐待とDVには密接な関係があることを踏まえ、女性に対する暴力を許さない意識の浸透を図ります。	58	DV防止啓発講座の開催及びDV防止啓発事業の充実	男女共同参画センター
37	●あらゆる暴力への正しい認識と法的知識を深めるための学習機会を提供します。 ●暴力被害への未然防止や相談窓口の周知を図ります。	59	若年層へのDV等防止啓発事業の推進	男女共同参画センター
		60	「デートDV」防止啓発冊子等を利用した学習機会の提供	学校教育課
38	●男女共同参画の視点に立って性暴力の実態や正しい認識についての啓発を行います。	61	性暴力などの防止に向けた啓発と情報提供	男女共同参画センター
		62	保育所児童へ体の大切さや守る方法の啓発	子育て支援課

◆性的同意

性にまつわることについて、相手の意思を互いに確認すること。

◆ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為などを反復して行うこと。

取組方針 11 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護

ドメスティック・バイオレンスには、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、「怒鳴る」「無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」「お金を自由に使わせない」などの経済的暴力、「性的行為の強要」「避妊に協力しない」などの性的暴力、「友人などとの付き合いを制限する」「スマホをチェックする」などの行動規制なども含まれ、さらに、これらの暴力が複合的に振るわれることで、DVの問題を複雑化、深刻化させています。

DVは親密な間柄で起こることから潜在化しやすい傾向にあり、配偶者等からの暴力の予防及び早期発見のため根絶に向けた啓発活動を実施するとともに、被害者が相談しやすい体制や被害者に配慮した対応が必要です。被害者保護から自立支援に向けてDV対策ネットワーク会議や関係機関と連携のうえ、被害者保護の徹底に取り組みます。

また、DV被害をなくすためには、加害者への対応も念頭におく必要があることから、関係機関との連携強化により、包括的な支援を進めます。

施策の方向 21 被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
39	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携を強化します。 ●DV被害者支援のワンストップ化を図り、緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど被害者への包括支援を行います。 ●緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。 	63	DV対策ネットワーク会議及びDV対策ケース検討会議の運営及び関係機関、児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待ネットワーク機関との連携	男女共同参画センター
		64	関係機関と連携した被害者保護体制の充実	男女共同参画センター
40	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待とDVには密接な関係があることを踏まえ、健診や各種相談、保育所・幼稚園・学校等における子どもの状態など、様々な機会を通して児童虐待とDVの早期発見に努めます。 	65	育児支援家庭訪問事業の実施	こども家庭センター
		66	「要保護児童対策地域協議会」の運営及び関係機関との連携	こども家庭センター
		67	家庭児童相談室の充実	こども家庭センター
41	<ul style="list-style-type: none"> ●DV、ストーカー等の被害者保護のための住民基本台帳事務における措置の徹底を図ります。 ●被害者の個人情報保護について、職員間の認識の共有と徹底を図ります。 	68	住民票・戸籍附票の発行制限及び閲覧制限、情報開示の制限及び個人情報保護の徹底	市民課
42	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と連携して継続的な支援を行います。 ●被害者支援の一環として、京都府のDV加害者プログラムなどの周知を図ります。 	69	関係機関と連携した被害者への自立支援と加害者への更生支援	男女共同参画センター

◆DV加害者プログラム

教育によりDV加害者の加害責任の自覚と行動の変容を促すことで、DV被害者の安全確保と被害からの回復を図る。

取組方針 12 困難な問題を抱える女性支援

困難を抱える人の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労困難、病気、住まいの不安定、メンタルヘルスなど多岐にわたり、また課題を複数抱える場合が多くあります。

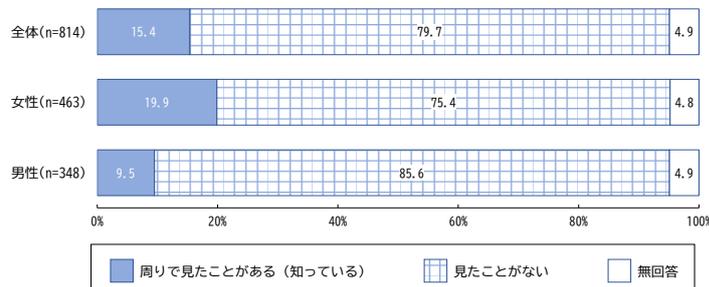
困難女性支援法の制定により、最も身近な相談機関として、気軽に相談できる機会の確保や安心して相談できる体制の充実が求められています。困難を抱えている人の意思を尊重し、それぞれのニーズに応じた支援ができるよう関係機関との連携や民間団体との協働により、早期発見による迅速な対応や切れ目のない支援を実施します。

施策の方向 22 相談しやすい環境づくり

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
43	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の身近な相談窓口として、相談しやすい環境を整えます。 ●民間団体と協働により、早期発見につなげます。 	70	相談体制の充実と民間団体との連携	男女共同参画センター

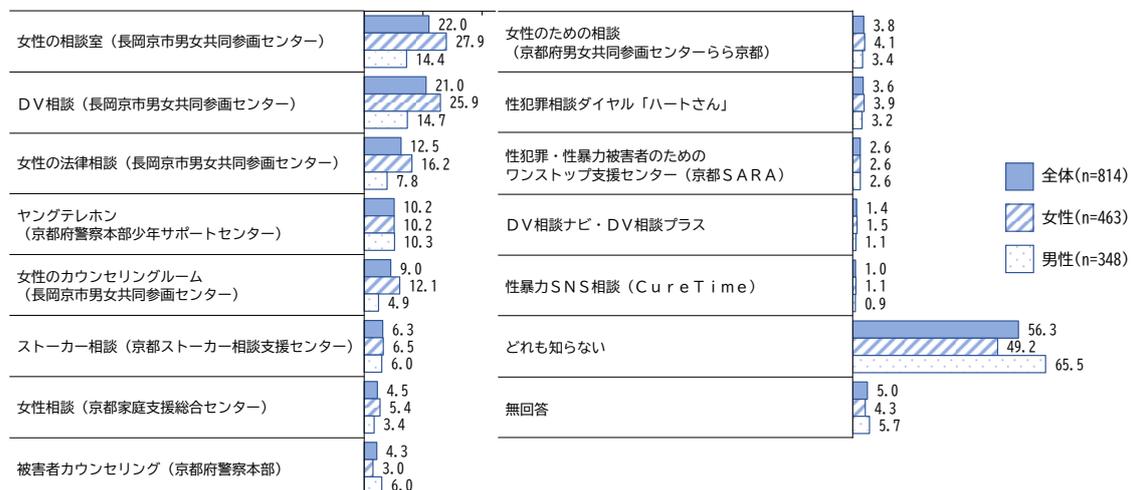
【困難な問題を抱えている女性を見たり聞いたりしたこと（市民意識調査）】

性別にみると、困難な問題を抱えている女性を「周りで見たことがある（知っている）」が女性で19.9%と男性より10ポイント以上高くなっています。



【困難な問題を抱える女性が相談できる相談機関の認知状況（市民意識調査）】

知っている相談機関は、「女性の相談室（長岡京市男女共同参画センター）」「DV相談（長岡京市男女共同参画センター）」で2割を超えています。また、男性で相談機関を「どれも知らない」が65.5%と女性より15ポイント以上高くなっています。



取組方針 13 様々な状況にある人への支援と環境整備

市民にとって最も身近な相談機関として様々な状況にある人が抱える問題を一人ひとりの状況に応じ、支援をするための相談体制が必要です。相談は多種多様であり複合的な状況である場合もあることから、関係部署や関係機関とのネットワーク体制により細かな支援を実施し、誰もが安心して暮らせる社会環境づくりを進めます。

施策の方向 23 相談・支援体制の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
44	<ul style="list-style-type: none"> 様々な悩みに応じた相談窓口の設置や関係機関との連携を行います。 人権意識や男女共同参画等の視点に立った相談員の資質向上に努めます。 	71	「女性の相談室」「男性電話相談」	男女共同参画センター
		72	福祉なんでも相談	地域福祉連携室
		73	障がい者地域相談	障がい福祉課
		74	高齢者相談	高齢介護課
		75	人権相談	共生社会推進課
45	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。 	76	困難な問題を抱える女性への支援に係る関係機関との連携強化	男女共同参画センター
46	<ul style="list-style-type: none"> 京都府配偶者暴力相談支援センターや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）等、相談機関の周知を図ります。 関係機関と連携し被害者支援を進めます。 	77	相談窓口の周知と連携強化	男女共同参画センター

施策の方向 24 高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

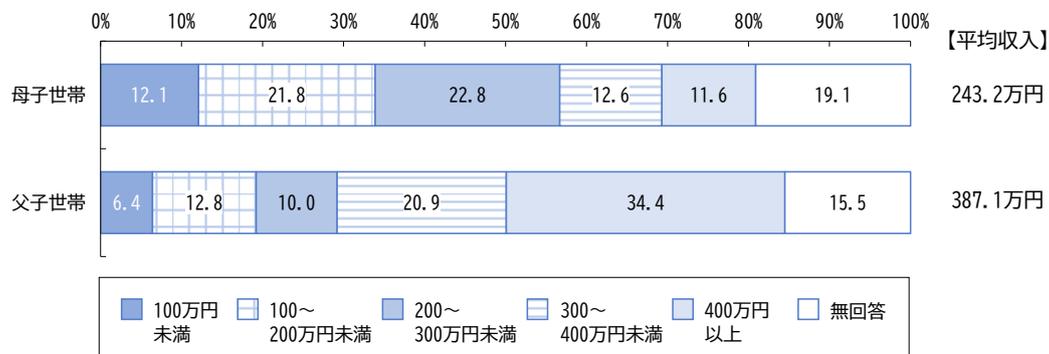
施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
47	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する情報を提供します。 関係機関と連携した就労相談の体制を充実します。 	78	就労支援にかかる情報提供及びネットワーク会議の運営	地域福祉連携室
48	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就労機会を確保するため、シルバー人材センターと連携し、男女ともに就労機会等の拡大に努めます。 	79	高齢者の就労機会等の拡大	高齢介護課
49	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立って高齢者虐待の予防と関係機関との連携を強化します。 地域における高齢者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施します。 	80	高齢者虐待の予防に関する情報発信とネットワーク会議の運営	高齢介護課
50	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立って障がい福祉を総合的に推進します。 	81	障がい福祉支援体制の充実	障がい福祉課
51	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人をはじめとする複合差別を受けやすい立場の人に向けた情報提供や相談機関との連携を行います。 	82	多言語による相談窓口の周知や相談機関との連携	男女共同参画センター

施策の方向 25 ひとり親家庭への支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
52	●ひとり親家庭の母親や父親及び子どもに対して、総合的な自立を手助けします。	83	相談の充実、就労や子育て支援に関する情報提供	男女共同参画センター
		84	児童扶養手当の支給	子育て支援課
		85	母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業）の周知	子育て支援課
		86	ひとり親医療費の支給	医療年金課

【母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（京都府）】

年間就労収入は、母子世帯で「200～300万円未満」、父子世帯で「400万円以上」の占める割合が最も多く、平均収入が母子世帯は243.2万円であるのに対し、父子世帯では387.1万円となっています。平成28（2016）年度調査に比べると増加しています（前回母子世帯209万円、父子世帯358.2万円）。しかし、母子と父子では平均収入に差があり、父子に比べ母子世帯は収入が少ない状況です。



資料：令和3（2021）年度京都府母子・父子世帯実態調査結果報告書（概要版）

重点目標Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現

- ・生涯を通じて健康な生活を送るためには、一人ひとりが互いの身体的性差を十分に理解し合うことが必要です。
- ・特に、女性は思春期、妊娠・出産期、更年期などにおいて、男性とは異なる健康上の問題に直面し、心身や生活が大きく影響を受けることがあります。自分の身体を大切にし、自らが決定をすることができるという認識を持つよう、すべての人が性と生殖に関する差別や誤った認識をなくしていく必要があります。

【がん検診実施状況（長岡京市）】

がん検診の受診状況は、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率は上昇傾向となっている一方で、その他の検診では横ばい傾向となっています。

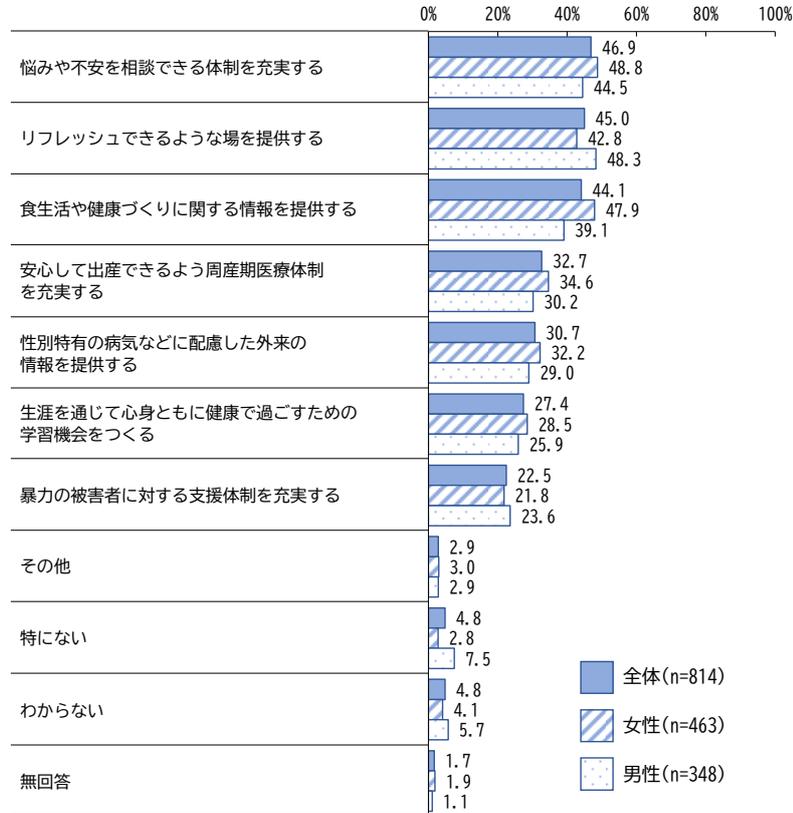
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳がん検診*	対象者	26,367人	26,520人	26,716人
	受診者	1,370人	1,542人	1,500人
	受診率	9.7%	10.9%	11.3%
子宮頸がん検診*	対象者	34,655人	34,857人	35,088人
	受診者	1,540人	1,760人	1,896人
	受診率	9.0%	9.4%	10.4%
前立腺がん検診	対象者	13,938人	14,105人	14,342人
	受診者	2,781人	2,578人	2,571人
	受診率	20.0%	18.3%	17.9%
大腸がん検診	対象者	49,713人	49,982人	50,343人
	受診者	4,290人	4,004人	4,129人
	受診率	8.6%	8.0%	8.2%
肺がん検診	対象者	49,713人	49,982人	50,343人
	受診者	1,170人	1,125人	1,222人
	受診率	2.4%	2.3%	2.4%
胃がん検診	対象者	49,713人	37,846人	38,611人
	受診者	658人	415人	489人
	受診率	1.3%	2.2%	2.3%
胃がんリスク検診	対象者	979人	2,519人	2,342人
	受診者	134人	357人	318人
	受診率	13.7%	14.2%	13.6%

※乳がん検診、子宮頸がん検診は、隔年受診のため、対象者数に対する受診者の割合と受診率は一致しない。

資料：長岡京市

【心とからだの健康を保つために必要な取り組み（市民意識調査）】

女性では「悩みや不安を相談できる体制を充実する」（48.8%）、男性では「リフレッシュできるような場を提供する」（48.3%）が最も高くなっています。



取組方針 14 性と生殖に関する健康と権利

(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) に基づく女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯にわたって性と生殖に関わる心と体の健康が保たれることです。一方、リプロダクティブ・ライツとは、自分の体に関して自分の意思が尊重され、自己決定できるための権利が基本的人権として保障されるという考え方です。

若年層に向けた予期せぬ妊娠や性感染症を予防するためには、正しい知識を学ぶ機会の提供や、「性的同意」をはじめとして、パートナー間で話し合うことにより、お互いが対等で尊重し合える関係をつくるための啓発など、様々な学習機会を提供し、女性の健康支援に取り組みます。

安心して産み育てることのできる環境整備を進めるとともに、妊娠などについて、女性だけでなく、男性の理解促進に向けた啓発を行います。

施策の方向 26 性に関する理解と性感染症予防などの啓発

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
53	<ul style="list-style-type: none"> ●性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の認識を深める学習機会の提供や環境整備に努めます。 ●性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。 	87	性と生殖に関する情報や学習機会の提供、生理用品の設置	男女共同参画センター
54	<ul style="list-style-type: none"> ●成長過程に応じて、性に関する指導の中に現代の問題である性感染症や薬物依存等も取り入れた学習を行います。 	88	性に関する指導の充実	学校教育課

施策の方向 27 安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
55	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産・育児について正しい理解を得ることを促進します。 ●安心して妊娠・出産・育児ができる環境を提供します。 	89	長岡京子育てコンシェルジュ事業の実施	こども家庭センター
		90	子育て応援教室の実施	こども家庭センター
		91	新生児訪問事業の実施	こども家庭センター
		92	医師・心理等発達相談事業の実施	こども家庭センター
		93	不妊症・不育症治療助成制度の実施	医療年金課

◆子育てコンシェルジュ事業

保健師・助産師・栄養士等の専門職がチームとなって、市民の妊娠・出産・子育てをサポートする事業。

◆子育て応援教室

保護者が安心して育児が行えるよう、正しい知識の提供、子どもの健康増進や疾病予防の取組として、Hello Baby教室や離乳食教室、10か月児教室、1歳3か月児の教室などを実施。

取組方針 15 生涯を通じた健康づくりの支援

誰もが性別にかかわらず、生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し合うことが重要です。また、若い男女が将来のライフプランを考え日々の生活や健康と向き合うことであるプレコンセプションケアについては、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要です。特に女性は、妊娠・出産期、更年期など男性とは異なる健康上の問題に直面することもあります。

ストレスの多い現代社会では、心の健康に問題を抱える人も増えています。

すべての人が、心と体の健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、性別や年代にかかわらず、必要に応じた相談体制の充実に努めます。

施策の方向 28 ライフステージに応じた心と体の健康支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
56	●プレコンセプションケアに基づき様々な機会を捉え、性や健康に関する正しい知識の普及を行います。	94	性や健康に関する正しい知識の普及	こども家庭センター健康づくり推進課
57	●市民がライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組むための支援を行います。 ●性別や年代別の心身の健康や疾病・介護予防など、健康に関する正しい知識の普及、啓発を進めます。 ●疾患や障がいを持っていても、地域でその人らしく生活できるよう心身機能の低下防止のための支援を行います。	95	総合型地域スポーツクラブの推進	文化・スポーツ振興課
		96	健康づくり教育事業、生活習慣病予防事業、健康づくり実践・啓発事業の実施	健康づくり推進課
		97	一般介護予防事業の充実	高齢介護課
		98	地域リハビリテーション事業の実施	健康づくり推進課
58	●健診事業などを通じて疾病の早期発見・早期治療の啓発、相談などを行います。 ●心身の健康や疾病予防のため、特定健診等の受診や保健指導を推進します。	99	成老人健康診査・がん検診事業、後期高齢者健康診査事業及び保健指導の実施	健康づくり推進課
		100	国民健康保険被保険者特定健康診査及び保健指導の実施	国民健康保険課
59	●未然に自殺を防止する対策を進めます。	101	こころの体温計事業の実施	地域福祉連携室
60	●専門機関と連携して相談体制を充実します。	102	教育相談の実施	教育支援センター

◆こころの体温計事業

パソコンや携帯電話・スマートフォンから市ホームページにアクセスして簡単な質問に答えるだけで、心の健康状態をチェックできるメンタルヘルスチェックシステム。

計画目標の指標

(1) 成果指標と活動指標

■ 成果指標（アウトカム指標）

行政活動の成果（政策の成果）を測る指標で、市民生活にどのような効果や効用があったか、市民からの観点でどの程度の満足度が得られたかを基準とします。

「取り組みの結果、“何が” “どのように” なったか」の指標。4つの重点目標について課題の達成状況を測る成果指標を設定し、令和12（2030）年度末まで取り組みます。

■ 活動指標（アウトプット指標）

「“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」の指標。主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。

重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値	担当課	
成果指標	「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	13.2%	30.0%	男女共同参画センター
		男性	22.4%	30.0%	
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合	女性	14.6%	10.0%未満	男女共同参画センター
		男性	22.4%	20.0%未満	
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性	62.2%	80.0%	男女共同参画センター
		男性	55.8%	80.0%	
活動指標	人権・男女共同参画フォーラム参加者へのアンケートで「今の社会は性別によってやりたいことが制限されていると思わない」と回答した人の割合	令和8年度からの新規	30.0%	男女共同参画センター	
	人権・男女共同参画フォーラムでの参加者アンケートにより、男女共同参画社会の実現の進捗度を測ります。				
	男女共同参画週間事業参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合	64.0%	80.0%	男女共同参画センター	
	男女共同参画週間事業を開催し、どれだけ参加者が男女平等・男女共同参画への意識を深めることや意識変革ができたかを測ります。				
	事業所向け性の多様性理解啓発事業参加者へのアンケートで「性の多様性への意識が深まった」と回答した人の割合	令和8年度からの新規	60.0%	共生社会推進課	
	事業所向け性の多様性理解啓発事業を開催し、どれだけ参加者が性の多様性への理解を深めることや意識変革ができたかを測ります。				
	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数	のべ 810人/年	のべ 900人/年	男女共同参画センター	
男女共同参画に関する講座などへの参加者数によって、教育・保育及び生涯学習の場での男女平等・男女共同参画意識を深めることや意識変革ができたかを測ります。					

重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍

指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値	担当課	
成果指標	「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	13.0%	30.0%	男女共同参画センター
		男性	27.3%	40.0%	
	「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	27.6%	35.0%	男女共同参画センター
		男性	38.8%	45.0%	
	「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	37.4%	50.0%	男女共同参画センター
		男性	55.2%	60.0%	
長岡京市審議会等への女性委員の参画比率		39.3%	45.0%	男女共同参画センター	
審議会などの全委員に占める全女性委員の割合によって、政策・方針決定の場への女性の参画の進む度合を測ります。					
長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が40%~60%である割合		50.0% (28/56 審議会)	65.0%	男女共同参画センター	
長岡京市男女共同参画推進条例に定める審議会などの女性委員割合を達成するため、どれだけの審議会などが達成できているかで積極的格差是正措置の進む度合を測ります。					
長岡京市の女性管理職の割合		34.3%	40.0%	職員課	
管理職の女性割合によって、女性職員が性別にかかわらず能力を発揮できているかを測ります。					
男女共同参画フロア(いこ～る)の承認団体数		12 団体	15 団体	男女共同参画センター	
多世代交流ふれあいセンターの男女共同参画フロアを拠点とした活動団体の数によって、地域での男女共同参画の進捗状況を測ります。					
活動指標	女性活躍に関する講座におけるアンケートにおいて「女性活躍への意欲や理解が高まった」と回答した人の割合		令和8年度 からの新規	80.0%	男女共同参画センター
	女性活躍をテーマとした講座やセミナーなどを開催し、女性活躍への意欲を高めることや意識変革ができたかを測ります。				
	防災学習会の実施回数と女性参加者の割合		53 回/年 56.5%	58 回/年 50.0%	防災・安全推進室
	防災学習会の実施回数と女性参加者の割合によって、防災における男女共同参画意識の浸透の度合を測ります。				
	男性向け啓発事業等におけるアンケートにおいて、活動意欲が高まったと回答した人の割合		令和8年度 からの新規	80.0%	男女共同参画センター
	男性向け啓発事業を開催し、育児、家庭生活、地域活動などへの活動意欲を高めることや意識変革ができたかを測ります。				
	長岡京市男性職員の育児休業の1ヶ月以上取得率		令和8年度 からの新規	80%以上	職員課
	市男性職員の育児休業の取得期間から男女が共同で行う子育てとワーク・ライフ・バランスの意識の浸透が進んでいるかを測ります。				
	女性活躍関連情報の発信回数		令和8年度 からの新規	5 回/年	男女共同参画センター
	女性活躍関連情報の発信回数により、女性活躍推進について周知度合いを測ります。				

重点目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援

指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値	担当課	
成果指標	「ドメスティック・バイオレンスやデートDV」を女性の人権侵害と思う人の割合	女性	81.4%	90.0%	男女共同参画センター
		男性	71.8%	80.0%	
	男女共同参画センター（女性の相談室・男性電話相談）を知っている人の割合	女性	48.4%	60.0%	男女共同参画センター
		男性	41.3%	50.0%	
	困難な問題を抱える女性が相談できる相談機関の認知状況（どれも知らない人の割合）	女性	49.2%	40.0%未満	男女共同参画センター
		男性	65.5%	60.0%未満	
活動指標	幼少期からDV等防止に関して周知した機関	令和8年度からの新規	11 機関	男女共同参画センター（子育て支援課、共生社会推進課、学校教育課）	
	保育所、小・中高校、大学に対してDV等防止に関する啓発の実施によって、幼少期から正しい知識の浸透を図ります。				
	パープル&オレンジリボンプロジェクトの参加者数	のべ 582 人/年	のべ 600 人/年	男女共同参画センター	
	パープル&オレンジリボンプロジェクトの参加者数によって、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力や児童虐待を許さない意識の醸成状況を測ります。				

重点目標Ⅳ 健康で安全な暮らしの実現

指標項目		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値	担当課	
成果指標	心とからだの健康を保つため「生涯を通じて心身ともに健康で過ごすための学習機会をつくる」取組が必要だと思う人の割合	女性	28.5%	40.0%	男女共同参画センター
		男性	25.9%	30.0%	
活動指標	乳がん検診受診率（40～69歳）	14.8%	16.2%	健康づくり推進課	
	女性に特有な乳がんの予防、早期発見や早期治療ができるよう検査等を実施し、女性の健康づくりの環境の充実や意識の浸透の度合を測ります。				
	Hello Baby 教室の参加率	妊婦	29.0%	30%以上	こども家庭センター
		パートナー	27.3%	30%以上	
安心して育児ができるよう Hello Baby 教室を実施し、妊婦の育児環境の充実やパートナーの育児への意識の浸透の度合を測ります。					

第4章

計画の推進に向けて



1. 計画の推進体制

(1) 総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画社会を実現するためには、広範かつ多岐にわたる取組を展開していかなければなりません。これらの取組を総合的、効率的に進めていくため、庁内の推進体制を整備するとともに、市の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する市そのものが男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのため、職員が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が対等に能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりを推進します。

- 1) 男女共同参画審議会の設置：有識者や市民代表で構成される「長岡京市男女共同参画審議会」を設置し、施策の実施状況の報告並びに市民の苦情申し出などへの検討を行います。
- 2) 男女共同参画推進本部の設置：市長を本部長とする庁内推進組織である「長岡京市男女共同参画推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整を図ります。
- 3) 男女共同参画推進本部幹事職員の配置：本計画の進捗管理とともに、市役所が男女共同参画のモデル職場となるよう、庁内での男女共同参画を推進する横断的な推進組織として、関係各課に男女共同参画推進本部幹事職員を配置します。
- 4) 財源の確保：計画推進のために必要な財源の確保に努めます。

(2) 市民と行政の連携・協働による推進

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身に関わることとして主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。市民や地域団体、市民活動グループ、事業所と連携・協働して取組を進めます。

(3) 男女共同参画施策推進拠点の充実

本市では、性別にかかわらず、あらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できるよう、総合的な男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開を図るため、平成 31 (2019) 年 4 月より男女共同参画センターを開設しています。

誰もが自分の持っている力を発揮することができる機会をつくり、支援する場を提供するため、男女共同参画センター“いこ～る”プラス及び男女共同参画フロア“いこ～る”を、本市の男女共同参画の推進拠点施設として、学習、交流、相談、情報提供・啓発等その他必要な事業の充実を図ります。

そして、相談やその他の事業を通じて市民のニーズや課題を把握し、施策に反映することにより、男女共同参画を推進します。

◆共同と協働

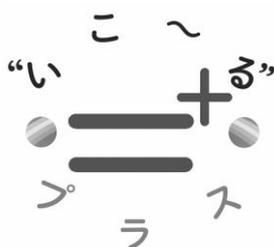
共同も協働もともに複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。「長岡京市市民協働のまちづくり指針」では、「市民協働」とは、異なる多様な主体が、公共的な分野で共通の目的・課題に対して責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むこと、としている。

2. 計画の進行管理

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、長岡京市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。施策の評価にあたっては、可能な限り数値目標や各種統計、調査等による客観的な評価を取り入れ、施策の効果の到達度を測るとともに、男女共同参画の視点から男女別数値の把握ができるよう、その整備を進めます。

また、本計画に基づく施策については、毎年、進捗の状況を調査します。進捗状況は、長岡京市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民にわかりやすく公表します。

男女共同参画センターの愛称“いこ～る”プラス ロゴマーク



みんなが幸せになれるように「“いこ～る”プラス」の文字で輪を作り、中央に「=」と「+」のマークを置いて平等とプラス（進化）を表現しています。色彩は、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の表象である17色を基本とした色彩（一部）を採用しています。

ロゴマークは、立命館高等学校「長岡京市役所リーフレット作成プロジェクト」（1年生）の協力により作成しています。



資料編

1. 用語解説索引

※ページ数は用語解説文の掲載ページ

【あ行】

- ◆イノベーション 6
- ◆エンパワーメント 5

【か行】

- ◆カスタマー・ハラスメント 42
- ◆キャリアアップ 34
- ◆キャリア教育 27
- ◆共同と協働 60
- ◆高齢化率 8
- ◆合計特殊出生率 8
- ◆子育て応援教室 53
- ◆子育てコンシェルジュ事業 53
- ◆こころの体温計事業 54

【さ行】

- ◆ジェンダー 2
- ◆ジェンダー・ギャップ指数 33
- ◆ジェンダー主流化 2
- ◆市民・事業所意識調査 2
- ◆人権問題研究市民集会 27
- ◆ストーカー行為 46
- ◆性的同意 46
- ◆性の多様性 10
- ◆セクシュアル・ハラスメント 42
- ◆積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション） 6

【た行】

- ◆ダイバーシティ 6
- ◆団塊ジュニア世代 8
- ◆男女平等と男女共同参画 4
- ◆デートDV（カップル間の暴力） 14
- ◆テレワーク 41
- ◆ドメスティック・バイオレンス（DV） 7

【な行】

- ◆にじいろ企業登録制度 10

【は行】

- ◆パートナーシップ宣誓制度 10
- ◆パワー・ハラスメント 42

◆ファミリーサポートセンター事業	39
【ま行】	
◆マタニティ（パタニティ）・ハラスメント	42
◆メディア・リテラシー	25
【ら行】	
◆ライフステージ	15
◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	15
【わ行】	
◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	19
【A-Z】	
◆DV加害者プログラム	47
◆L字カーブ	31
◆LGBT	30
◆M字カーブ	31
◆SDGs（持続可能な開発目標）	5
◆SNS	25
◆WIT	7

2. 計画策定の経過

開催年月	内容
令和6(2024)年 7月	第1回 男女共同参画審議会 ・市長より諮問 ・第8次計画策定に向けて ・男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査の実施について
	男女共同参画推進本部（庁議）で市民・事業所意識調査内容について協議
9月5日～30日	「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」実施
令和7(2025)年 2月	第2回 男女共同参画審議会 ・男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査報告書(案)について ・男女共同参画計画（第8次計画）策定に向けて
3月	市民・事業所意識調査報告書作成
7月	第1回 男女共同参画審議会 ・男女共同参画計画（第8次計画）骨子案について
	男女共同参画を推進する団体による「意見交換会」の実施
	庁内関係課のヒアリング
10月	第2回 男女共同参画審議会 ・男女共同参画計画（第8次計画）素案について
	男女共同参画推進本部（庁議）でパブリックコメント用の計画（案）を協議
11月1日～ 12月1日	パブリックコメントの実施
令和8(2026)年 1月	男女共同参画推進本部（庁議）で「男女共同参画計画 第8次計画」（最終案）を協議
	第3回 男女共同参画審議会 ・「男女共同参画計画 第8次計画」（案）に対するパブリックコメントの結果と市の考え方について ・「男女共同参画計画 第8次計画」（最終案）について
	市長に答申
3月	パブリックコメントの回答 「男女共同参画計画 第8次計画」策定



3. 長岡京市男女共同参画審議会委員名簿

令和8（2026）年2月1日現在
任期：令和8（2026）年3月末日まで

役職	名前	所属等
会長	川口 章	同志社大学政策学部 教授
副会長	表 真美	京都女子大学発達教育学部 特任教授
委員	足立 阿季子	元京都府府民環境部副部長（男女共同参画担当）
委員	大隅 奈緒子	市民公募委員
委員	太田 伸彦	乙訓人権擁護委員協議会 人権擁護委員
委員	上子 秋生	立命館大学名誉教授
委員	里内 友貴子	京都弁護士会 弁護士
委員	高間 信和	長岡京市商工会 副会長
委員	寺嶋 智美	長岡京市女性の会 女性問題井戸端会議部会 部長
委員	中矢 琴枝	男女共同参画フロア承認団体 （ガールスカウト京都府第61団）
委員	村上 裕子	長岡京市小中学校校長会 （長岡第七小学校校長）
委員	森 晃	市民公募委員
委員	山本 明広	日本労働組合総連合会京都府連合会 乙訓地域協議会 議長

（敬称略、委員50音順）

4. 長岡京市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策（第8条－第15条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止及び
被害者支援（第16条－第19条）

第4章 男女共同参画審議会（第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

長岡京市は、いにしへの都「長岡京」として栄えた時代から日本の歴史にたびたび登場し、悠久の歴史と豊富な地下水、西山のみどりによって人びとの暮らしが育まれてきました。

市制施行後は、京都府立婦人教育会館を誘致し、府内でいち早く長岡京市婦人行動計画を策定するなど、女性政策に先進的に取り組んできました。また、男女共同参画推進の拠点施設として女性交流支援センターを設置し、男女共同参画施策を進めてきました。

我が国では、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准を契機とし、男女平等の実現に向けた取組が進められ、平成11年には男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。しかし、今なお、性に基づく固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、特に女性の個性や能力が十分に発揮されていない状況があります。さらに、社会的な問題となったセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどによる人権侵害など、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

こうした現状の中で、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市と市民等の協働で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、市民一人ひとりが人権を尊重され、その人らしくいきいきと暮

らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野で対等な構成員として活動し、その個性及び能力を十分に発揮する参画の機会が確保されることにより、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、又は市内で活動するすべての個人をいいます。
- (3) 事業者 市内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) 教育関係者 市内において、あらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (5) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。
- (6) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会や文化によって作り上げられた社会的性別をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいいます。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) すべての人が、個人としての尊厳が平等に重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性にに基づく差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を十分に発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担に基づく制度及び慣行が改善され、すべての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) すべての人が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人の尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (6) すべての人が性と生殖についての理解を深めるとともに、特に女性の性と生殖に関する健康とそれを享受する権利が生涯にわたり保障されること。
- (7) 経済活動の分野において、均等で健全な就業環境のもと個人の力が発揮できること。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (9) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (10) 男女共同参画の推進は、密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、国際的な協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含みます。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければなら

せん。

- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、市民等と協働して、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施しなければなりません。
- 3 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、市民にわかりやすい年次報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

- 2 市民は、市、事業者及び教育関係者と協働して、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用している、又は雇用しようとする人について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれる就労環境づくりに努めなければなりません。

- 2 事業者は、市、市民及び教育関係者と協働して、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性をかんがみ、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点をもった教育及び保育に努めなければなりません。

- 2 教育関係者は、市、市民及び事業者と協働して、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければなりません。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を策定しなければなりません。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するにあたっては、これを市民等に公表し、意見を聴くとともに、長岡京市男女共同参画審議会に諮問しなけ

ればなりません。

- 3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 4 市長は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の推進のため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行わなければなりません。

(施策の推進体制の整備等)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備します。

- 2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、基本理念をもとに男女共同参画の視点をもって、市の組織間の連携により取り組みます。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を市民等と協働で行います。
- 4 市は、男女共同参画センター（長岡京市立総合交流センター設置条例（平成16年長岡京市条例第25号）の規定に基づき設置された施設をいいます。）及び多世代交流ふれあいセンター（長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例（平成21年長岡京市条例第27号）の規定に基づき設置された施設をいいます。）を男女共同参画の推進のための拠点施設として整備するとともに、交流、相談、情報提供、啓発等その他の必要な事業の充実を図ります。

(財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じます。

(積極的格差是正措置)

第11条 市は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めます。

- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が総数の10分の4未満とならないよう努めます。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第12条 市は、すべての人が男女共同参画への関心及び理解を深められるよう、広報活動等を充実します。

- 2 市は、男女共同参画を推進する人材が育成されるよう、家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、教育及び学習の機会を充実します。
- 3 市は、提供される情報を男女共同参画の視点から

正しく理解し、評価するための能力の向上を図ろうとする取組に対し、必要な施策を講じます。

- 4 市は、すべての人が、避妊、妊娠、出産、中絶、更年期その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活ができるよう、情報提供その他の必要な支援を行います。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民等が行う男女共同参画推進活動を促進するため、市民等と協働するとともに、情報の提供、施設の提供、財政的支援その他の必要な支援及び協力を行います。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 市は、家族を構成する人が互いの協力のもと、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校等における活動とを両立させるため、家族はもとより地域、職場、学校等で相互に協力しながら一体となって支え合えるよう、必要な支援を行います。

(雇用における男女共同参画の推進)

第15条 市は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供、意識啓発その他の必要な措置を講じます。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画の推進に関する取組の状況について報告を求めることができます。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止及び被害者支援

(性に基づく人権侵害の禁止)

第16条 すべての人は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性に基づく差別的な扱い及び人権侵害を行ってはなりません。

- 3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(情報及び表現に関する留意事項)

第17条 すべての人は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければなりません。

- (1) 性に基づく固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現
- (2) 性に基づく暴力的行為を肯定し、助長し、又は

連想させる表現

(3) 過度の性的な表現

(4) 性に基づく偏見を肯定し、又は助長する表現

(被害者支援)

第18条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等あらゆる性に基づく人権侵害を防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談及び各種制度の斡旋、自立に向けた情報提供等の必要な支援を行います。

(相談及び苦情の申出)

第19条 市民等は、性に基づく人権侵害の相談があるとき、又は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対して苦情があるときは、市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による相談及び苦情の申出について、必要に応じて、長岡京市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、国、府その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、適切に処理します。

3 市長は、相談及び苦情の申出に係る処理制度への市民等の理解を深めるため、その普及啓発を行います。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、長岡京市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、第8条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議します。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行します。ただし、第8条第2項、第19条第2項及び第20条の規定は、平成22年11月1日から施行します。

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年長岡京市条例第15号）の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

附 則（平成31年3月29日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

5. 長岡京市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長岡京市男女共同参画推進条例(平成22年長岡京市条例第15号。以下「条例」といいます。)の施行に関し、必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によります。

(相談及び苦情の申出)

第3条 条例第19条第1項の規定による相談及び苦情の申出を行う者は、次に掲げる事項を記載した相談及び苦情申出書(別記様式)を市長に提出しなければなりません。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができます。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(相談及び苦情処理の決定)

第4条 市長は、前条の規定による相談及び苦情の申出があつたときは、条例第19条第2項の規定により、必要に応じて長岡京市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)への諮問を経て当該相談及び苦情の処理についての決定を行います。

2 市長は、前項の規定により審議会へ諮問したときは、当該申出者及び市の関係機関に対し、諮問した旨の通知をしなければなりません。

(相談及び苦情処理の通知及び公表)

第5条 市長は、前条の規定により相談及び苦情の処理についての決定を行ったときは、その結果を当該申出者に通知するとともに、これを公表します。

2 前項の公表に当たっては、個人情報保護に留意しなければなりません。

(男女共同参画審議会)

第6条 条例第20条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定めます。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となります。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(部会)

第9条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができます。

2 部会に属する委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定めます。

4 部会長は、部会の事務を掌理します。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

6 部会の会議については、前条の規定を準用します。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えます。

(関係者の出席等)

第10条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者その他参考人の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができます。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、男女共同参画政策主管課において処理します。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年11月1日から施行します。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行います。

6. 男女共同参画の推進に関する年表

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議設置 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性政策担当窓口設置 京都府婦人関係行政連絡会設置 京都府婦人問題協議会設置 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 京都府婦人問題協議会が「提言」提出 「京都府婦人大学」開設 「京都府婦人対策推進会議」設置 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 			
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ILO156号条約」採択(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約) 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都府婦人の船」実施 「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表 	
1982年 (昭和57年)		<ul style="list-style-type: none"> 労働省「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府立婦人教育会館開館 「京都府婦人海外研修」実施 	
1983年 (昭和58年)				<ul style="list-style-type: none"> 「婦人行動計画策定にかかる市長方針」決定 「婦人関係行政連絡会」設置
1984年 (昭和59年)				<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進協議会」設置 「婦人の意識と生活・労働等の実態に関する調査」実施
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択(1986~2000年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立) 「女子差別撤廃条約」批准 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 国連婦人の十年最終年記念大会-京都女性のフォーラム'85-開催 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進協議会「提言」提出 「婦人行動計画」(第1次計画)策定 「婦人行動計画推進行政連絡会」設置 「教育委員会社会教育課青少年婦人係」設置
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」施行 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 京都府婦人関係行政推進会議発足 京都府婦人問題検討会議設置 	
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議 		
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの権利条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領改訂(中学・高校家庭科の男女必修化) 	<ul style="list-style-type: none"> 「KY0のあけぼのプラン」策定公表 女性政策課を設置 女性政策推進本部を設置 京都府女性政策推進専門家会議を設置 「KY0のあけぼのフェスティバル」、「京都府あけぼの賞」を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のつどい(現・男女共同参画フォーラム)」開始

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決			・「女性に関する生活の実態と意識調査」実施 ・「女性活動相談室」開設(～1996)
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年にむけての新国内行動計画」第1次改訂 ・「育児休業法に関する法律」公布		・「女ごころ相談室(現・女性の相談室)」開設
1992年 (平成4年)		・婦人問題担当大臣設置 ・「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン(新しい農山漁村の女性2001年)」策定 ・介護休業制度に関するガイドライン策定		
1993年 (平成5年)	・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 ・国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」公布・施行		
1994年 (平成6年)	・国際家族年 ・国際人口・開発会議(カイロ) ・ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択	・高校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・女子差別撤廃条約実施状況第2回・第3回報告審議	・京都府女性政策推進専門家会議「KY0のあけぼのプラン改定についての提言」提出	・「女性プラン推進本部(現・男女共同参画推進本部)」設置
1995年 (平成7年)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO156号条約」批准 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・「子育て支援総合計画(エンゼルプラン)」スタート	・「京の女性史」発刊	・「女性プラン懇話会」設置 ・女性プラン懇話会「提言」提出 ・「女性問題に関する市民意識調査」実施 ・「男女平等に関する長岡京市職員意識調査」実施
1996年 (平成8年)	・第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議(ストックホルム)	・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「KY0のあけぼのプラン」改定 ・京都府女性総合センターを設置	・「男女共同参画プラン」(第2次計画)策定 ・「男女共同参画プラン推進本部(現・男女共同参画推進本部)」設置 ・「教育委員会生涯学習課女性政策係」に名称変更 ・「男女が共にいきいきと働くための職場づくりのための調査」実施 ・「働く女性を取り巻く状況調査」実施
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正		・「教育委員会総務課女性政策係」に組織変更 ・「中学生の男女平等についての意識調査」実施
1998年 (平成10年)				・男女共同参画プラン推進会議 「提言(進行管理)」提出 ・「小学生の男女平等についての意識調査」実施 ・男女共同参画情報紙「アンサンプル」創刊

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行改正 ・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定) ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に関する府民意識調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画プラン懇話会(現・男女共同参画審議会)」設置 ・「審議会等への女性の登用促進要綱」施行 ・「男女共同参画社会市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会職員意識調査」実施
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」提出(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画プラン懇話会「提言」提出
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「子どもの商業的性搾取に反対する世界会議」(横浜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「育児・介護休業法」第二次改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府男女共同参画計画－新KY0のあけぼのプラン」策定(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画計画」(第3次計画)策定
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・「中学生の男女平等について意識調査」実施
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 		<ul style="list-style-type: none"> ・「小学生の男女平等について意識調査」実施
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ ・「DV防止法」第一次改正及び同法に基づく基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府男女共同参画推進条例」施行 ・「京都府男女共同参画審議会」設置 ・「女性チャレンジ相談」開催 ・「女性チャレンジネットワーク会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会についての市民意識調査」実施
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会「京都府におけるチャレンジ支援方策について」意見書提出 ・「女性チャレンジオフィス」開設 ・アクションプラン「女性発・地域元気力「わくわく」プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性交流支援センター」開設、「教育委員会女性交流支援センター」に組織変更 ・「女性のための法律相談」開設

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 「女性の再就職支援」開始 新KY0あけぼのプラン後期施策策定 「新KY0のあけぼのプラン後期施策」の重点項目及び数値目標策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画計画」(第4次計画)策定 「企画部人権推進課男女共同参画担当」に組織変更
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」第二次改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域女性チャレンジオフィス」開設 「地域女性わくわくスポット」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「企画部女性交流支援センター」に組織変更
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画課に課名改称 「ワーク・ライフ・バランス推進コーナー」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「企画部政策推進課男女共同参画担当」に組織変更
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(改訂版)」改定 「男女共同参画に関する府民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV対策ネットワーク会議」設置 「男女共同参画社会についての市民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府家庭支援総合センター開所 マザーズジョブカフェ開設 「京都 仕事と生活の調和行动計画」策定 「子育て期の多様な働き方モデル創造プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画フロア(いこ～る)」開設 「長岡京市男女共同参画推進条例」制定 「男女共同参画審議会」設置
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> 「KY0のあけぼのプラン(第3次)」策定 マザーズジョブカフェ北部サテライト開設 京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「長岡京市男女共同参画計画第5次計画」策定 「企画部市民協働・男女共同参画政策監男女共同参画担当」に組織変更
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都女性起業家賞(アントレプレナー)開始 	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「DV防止法」第三次改正及び同法に基づく基本方針の改正 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 「ストーカー規制法」第一次改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都 仕事と生活の調和行动計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「長岡京市男女共同参画計画第5次計画」活動指標見直し

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo 2014)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ開設 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」策定 輝く女性応援会議in京都開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会についての市民意識調査」実施
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> G7首脳宣言(2015年エルマウ・サミット)で女性の起業、経済的能力の強化について採択 国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以後毎年策定) 「女性活躍推進法」公布・施行 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(MAW! Tokyo 2015) 	<ul style="list-style-type: none"> 輝く女性応援京都会議発足、行動宣言採択 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(愛称:京都 SARA(サラ))開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進のためのワンストップ相談窓口」開設
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> G7伊勢志摩サミットの首脳会合及びすべての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定(ジェンダー主流化) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定 「ストーカー規制法」第2次改正 女子差別撤廃条約実施状況第8回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> 「KY0のあけぼのプラン(第3次)後期施策」策定 「京都女性活躍応援計画」策定 女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」開設 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「長岡京市男女共同参画計画」(第6次計画)策定 女性活躍推進法による特定事業主行動計画策定 「対話推進部男女共同参画推進課男女共同参画担当」「対話推進部女性交流支援センター」に組織変更
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回G7男女共同参画担当大臣会合(イタリア) 	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」の公表 国家公務員の旧姓使用の拡大 「働き方改革実行計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都女性活躍応援男性リーダーの会」結成 「輝く女性応援京都会議(地域会議)」設置 「京都ウィメンズベースアカデミー」開設 「京都ストーカー相談支援センター(KSCC)」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「男性の電話相談」開設
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回G7男女共同参画担当大臣会合(カナダ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力に関する調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV相談専用電話」開設
2019年 (平成31年・令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> W20サミット(日本)開催(第5回 WAW!と同時開催) 第3回G7男女共同参画担当大臣会合(フランス) 男女平等に関する宣言(パリ) 「ILO暴力及びハラスメント撤廃条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」策定 「京都女性活躍応援計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 対話推進部女性交流支援センターと男女共同参画推進課を組織統合、「男女共同参画センター」開設 「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」実施 男女共同参画センター愛称“いこ～る”プラス及びロゴマークを定める

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」 ・W20サミット(サウジアラビア)開催 ・国連「北京+25」記念会合(ニューヨーク) ・「COVID-19と女性・女兒に対する暴力」報告書(UN Women) 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談+(プラス)開始 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」策定 ・「新子育て安心プラン」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進サミット「WIT Kyoto」開催 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施 	
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー規制法」第三次改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」第一次改正 ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」一部改正を公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「KY0のあけぼのプラン(第4次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長岡京市男女共同参画計画第7次計画」策定 ・「長岡京市パートナーシップ宣誓制度」開始
2022年 (令和4年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回G7男女共同参画担当大臣会合(ドイツ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ・「育児・介護休業法」改正 ・「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 ・「わいせつ教員対策法」施行 ・生徒指導提供改訂(性的マイノリティに関する課題と対応を追加) 		
2023年 (令和5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回G7男女共同参画担当大臣会合(栃木県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行 ・「配偶者暴力防止法」第4次改正 ・「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像の係る電磁的記録の消去等に関する法律」公布・一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力に関する調査」実施 	
2024年 (令和6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回G7男女共同参画担当大臣会合(イタリア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・女子差別撤廃条約実施状況第9回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」策定 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長岡京市にじいろ企業登録制度」開始 ・「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」実施 ・「DV対策ネットワーク会議」を「DV対策及び困難な問題を抱える女性への支援に係るネットワーク会議」に改める
2025年 (令和7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「第4回世界女性会議30周年記念ハイレベル会合」 ・国連「北京+30」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」改正 ・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」公布 		
2026年 (令和8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次男女共同参画基本計画」策定予定 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「KY0あけぼのプラン(第4次)後期施策」策定予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長岡京市男女共同参画計画第8次計画」策定

7. 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

(最終改正：令和7年6月27日)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱

いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則 (令和7年6月27日法律第80号)
(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和7年法律第79号)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

(最終改正：令和7年12月10日)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 （第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 （第3条－第5条の4）

第3章 被害者の保護（第6条－第9条の2）

第4章 保護命令（第10条－第22条）

第5章 雑則（第23条－第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条－第31条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その

者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六

号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（女性相談支援員による相談等）
- 第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
- 第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
- 第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
 - 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
 - 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等

に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に

生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又

は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。
 - 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第2項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第二号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立

てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高

裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまで又

は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命

令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第七項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口

頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書

第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載について
第160条第4項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条の2第1項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで第10条の2、第11条第2項第二号及び第3項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで並びに第2項第一号及び第2項第二号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第一号及び第2項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

(最終改正：令和7年6月11日)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条－第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条－第29条）
- 第5章 雑則（第30条－第33条）
- 第6章 罰則（第34条－第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきもの

を定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第2節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)
- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第19条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であっ

- て厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体が、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の

成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行

動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関す

る機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対

して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定によ

る質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき
- 第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える

改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 略

- 四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

- 二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第一号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和7年6月11日法律第63号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条に1項を加える改正規定及び同法第38条第1項の改正規定(「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める部分に限る。)、第3条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第2項(見出しを含む。)の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める部分に限る。)並びに第4条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項の改正規定、同法第5条第2項第三号の改正規定及び同法附則第2条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条、第7条、第8条の2及び第16条の規定 公布の日
- 二 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第4条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の改正規定を除く。)並びに附則第6条の規定及び附則第13条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第47条の4の改正規定(「昭和41年法律第132号」の下に「第27条の3第1項、」を加える部分に限る。) 令和8年4月1日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第6条 第4条の規定(附則第1条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第1項及び第2項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第8条の2 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第2条第3項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動

であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

10. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月25日法律第52号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等
（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等
（第9条－第15条）
- 第4章 雑則（第16条－第22条）
- 第5章 罰則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第3項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第3項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第3項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童

について、児童福祉法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第四号から第六号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個

人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第二号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補

助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第六号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
- 二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(令4法68(令4法52)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
- 二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日
(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和4年6月15日)

三 略

四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)

の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和4年6月17日)

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4法律68) 抄
(罰則の適用等に関する経過措置)

第441条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和7年6月1日)

- 一 第509条の規定 公布の日

長岡京市男女共同参画計画 第8次計画

令和8（2026）年3月


発行 長岡京市 対話推進部 男女共同参画センター
〒617-0833 京都府長岡京市神足2丁目3番1号
長岡京 TEL：075-963-5501 FAX：075-963-5521



長岡京市
男女共同参画計画